

静岡県応急仮設住宅配置計画策定要領

平成21年3月

静岡県県民部建築住宅局

社団法人プレハブ建築協会規格建築部会

目 次

	頁
1. はじめに	1
2. 建設予定地の選定方針	
(1) 建設可能用地の洗い出しと現況調査の実施	2
(2) 建設用地の条件	3
(3) 建設予定地選定における必要図書	3
(4) 建設用地の使用可否に関する調査の実施	3
(5) 建設用地の選定	4
3. 配置計画の策定方針	
(1) 計画住戸の属性と割合について	5
(2) 標準プランについて	5
(3) 住棟配置基準	5
(4) 出入口のスロープ対策について	5
(5) 進入路について	6
(6) 通路幅等について	6
(7) 集会場・談話室の配置について	6
(8) 駐車場について	7
(9) 駐輪場について	7
(10) 多目的広場について	7
(11) 受水槽、浄化槽について	7
4. 個別台帳記載要領	
(1) 個別台帳の作成と保管	10
(2) 既存データの活用	10
(3) 各項目の記載方法	10
5. モデル配置計画	
(1) 駿府公園 1～3	14
(2) 伝馬公園	32
(3) 鷹匠公園	38
6. 参考資料	
(1) 個別台帳様式	47
(2) 配置計画チェックリスト	49
(3) 住棟プランテンプレート	50
(4) 応急仮設住宅標準図	56
(5) 土木市町コード	67

1. はじめに

今後 30 年以内に東海地震が発生する確率は 87%、東南海地震は 60%と言われており、災害対策の重要性が一層高まってきている。

災害の発生によって、住宅が全焼、全壊もしくは流出した場合、恒久的な住宅に移行するまでの間の応急的な住宅が必要となる。応急仮設住宅の供与は、災害救助法(昭和 22 年 10 月 18 日法律第 118 号)第 23 条で災害救助の一つとして規定されており、災害の罹住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対して、仮設の住宅を建設し一時的な居住の安定を図り、被災者による生活再建、住宅再建に向けての足がかりとすることを目的とするものである。

被災者が早期に応急仮設住宅へ入居できるようにするためには、「大規模災害における応急救助の指針について」(平成 9 年 6 月 30 日社援保第 122 号:厚生省社会・援護局局長通知)及び、「応急仮設住宅の設置に関するガイドライン」(平成 20 年 6 月 2 日厚生労働省災害救助担当者全国会議の資料)に基づき、あらかじめ応急仮設住宅の建設予定地を選定、確保し、候補地リストを作成するとともに、応急仮設住宅の供給可能戸数の算定方法を検討しておくことが必要である。特に平常時の対策として、

- ① 応急仮設住宅に係る県・市町の体制整備
- ② 応急仮設住宅建設候補地台帳の整備
- ③ 建設候補地の配置計画図の整備

をしておくことが重要とされている。

このため静岡県では今年度、「応急仮設住宅早期入居プラン推進事業」として、静岡県応急仮設住宅配置計画策定要領を定めることとした。本要領は、建設予定地の選定方針、配置計画の策定方針などをマニュアル化することにより、市町職員が適切な建設予定地の選定と、高い精度での供給可能戸数算定が可能となるよう取りまとめたものである。

非常時において応急仮設住宅の建設が早期にできるよう、本要領を参考にし、各市町において十分な建設予定地の確保及び個別台帳の整備が行われることを期待する。

2. 建設予定地の選定方針

(1) 建設可能用地の洗い出しと現況調査の実施

第1章 2.2.1 建設可能用地の洗い出しと現況調査の実施

□都道府県、市区町村は、応急仮設住宅の建設可能用地を洗い出し、現況調査を実施する。

・調査対象

- ①公有地
- ②国有地
- ③協定締結済み民有地(事前対策として災害時利用に関する協定を締結している用地)
- ④その他の民有地(必要に応じて)

・調査項目

- ①所在地
- ②名称
- ③所有者、管理者
- ④敷地面積
- ⑤建物の有無及び建物面積
- ⑥応急仮設住宅等建設可能面積
- ⑦ライフライン施設の状況(給水、排水、電気、通信、ガス)
- ⑧道路、交通の状況
- ⑨生活環境の状況(災害危険箇所の回避、保健衛生、医療、福祉の確保、通学及び就業・生業への配慮)
- ⑩都市計画・土地利用状況
- ⑪使用条件(使用期間、費用負担、その他条件)

を基本とし、その他の項目については必要に応じて調査を実施する。また既往災害における当該用地の被災の有無についても確認する。なお、地盤条件が悪く、そもそも建物の建設に適していない用地や平坦地がない場合は、原則として建設可能用地から除外する。

◆実施にあたってのポイント・留意点

- 土地台帳、データベース、既存調査結果など活用できる資料がある場合は、それらを活用する。
- 学校敷地については、学校の再建・再開が優先されるべきであることから、学校の再建・再開に支障が生じないように、学校敷地に建設する際は十分に配慮する必要がある。比較的広大な敷地を有する大学におけるグラウンドの活用は考えられる。
- 民有地について、事前対策として災害時利用に関する協定を締結している用地を基本とするが、必要に応じて、それ以外の民有地についても調査する。
- 現況においてライフライン施設及び道路・交通が整備されていない場合は、災害時において代替施設の設置を含め比較的容易に緊急整備することが可能かどうか確認する。

(『応急仮設住宅の設置に関するガイドライン』より)

(2) 建設用地の条件

①搬入路・周辺道路、進入口

- ・建設用地まで4t車以上のトラック輸送が可能であること。
- ・敷地内に容易に進入できる出入り口の確保が可能であること。

②調整池機能を有している土地は、できるだけ候補からはずすこととし、やむを得ない場合は特記すること。

(3) 建設予定地選定における必要図書

①建設予定地の案内図

②建設地区図面(面積表含む)

③設備等内、外配管図

④敷地状況写真

(4) 建設用地の使用可否に関する調査の実施

第2章 2.1.1 建設用地の使用可否に関する調査の実施

□都道府県、市区町村は、建設可能地リストを活用し、災害による建設用地の被災状況等、当該用地の使用可否に関する調査を実施する。

- ・調査対象:建設用地可能リストで整理した用地(公有地、国有地、協定締結済み民有地(事前対策として災害時利用に関する協定を締結している用地)、その他民有地(必要に応じて))

- ・調査項目:用地の使用可否に関する調査項目は、災害後における用地の被災状況調査を中心とし

①地盤被害、浸水、崖崩れの状況

②建物被害

③ライフライン施設の被災状況

④道路・交通の被災状況

⑤周辺の被災状況

を基本とし、その他の項目については必要に応じて調査する。

◆実施にあたってのポイント・留意点

○建設可能用地リストに用地の使用可否に関する調査の結果も整理できるようにし、建設用地情報のデータベースとして整備する。

○応急仮設住宅の供与期間である2年間は連続して使用できる用地である必要がある。

(『応急仮設住宅の設置に関するガイドライン』より)

(5) 建設用地の選定

第2章 2.1.2 建設用地の選定

□都道府県は、市区町村と連携を図り、2.1.1 の建設用地の使用可否に関する調査の結果を踏まえ、応急仮設住宅を建設する用地を選定する。

□建設用地の選定にあたっての優先順位は、公有地、国有地、民有地(協定締結済み)を基本とする。民有地については、所有者との間で、災害時における使用条件(借地期間、費用等)を調整した上で選定する。

・優先順位:①公有地、②国有地、③民有地(事前対策として災害時利用に関する協定を締結している用地)、④その他民有地(協定締結が前提)

・選定条件:

①ライフライン施設が使用可能であること又は整備・復旧が比較的容易であること。

②道路・交通が確保されていること又は整備・復旧が容易であることもしくは代替移動手段が確保できること。

③生活環境の安全性・利便性が確保できること(災害危険箇所の回避、保健衛生、医療、福祉の確保、通学及び就業・生業への配慮)

④他の事業との間で用地利用の調整が図られていること。

⑤使用条件が明確であること

を基本とし、その他の項目については必要に応じて条件を設定する。

◆実施にあたってのポイント・留意点

○災害救助法では、応急仮設住宅の建設用地として公有地等を予定していることから、応急仮設住宅設置のために支出できる費用には土地の借料は含まれていない。したがって用地の選定にあたっては、公有地、国有地を基本とし、民有地については、公租公課等の免除前提とし、原則として無償で提供を受けられる土地を選定することとする。なお、国有普通財産については、国有財産法第22条第1項第3号により、地方公共団体が災害時の応急措置の用に供するときは無償貸与を受けることができる。

○応急仮設住宅の建設用地の選定にあたっては、区画整理事業や再開発事業との調整・連携を十分に図る必要がある。

○当該用地に応急仮設住宅が建設可能か否かを確認するため、応急仮設住宅の建設関係団体と連携を図る。

(『応急仮設住宅の設置に関するガイドライン』より)

3. 配置計画の策定方針

(1) 計画住戸の属性と割合について

- ① 1つの団地に、6型（1DK）、9型（2DK）、12型（3K）の3タイプを混在する計画とする。
- ② 1つの団地における住戸タイプの割合は、9型を1/2程度として6型、12型を各1/4程度とする。
- ③ 1つの棟は原則として最大で6戸までとする。（団地内の通気性と電気幹線の仕様を統一するため）

(2) 標準プランについて

- ① 応急仮設住宅プラン(P.9)を標準として配置する。
Aタイプ（9型×6戸+6型×3戸+12型×3戸の2棟）
Bタイプ（9型×2戸+6型×1戸+12型×1戸の1棟）の2種類とする。
*別紙(P.50~55)、住棟プランテンプレートを利用して配置計画を実施すること。
（縮尺は1/500、1/1000の2種類とする）
- ② 基本モジュールは@1800とする。
- ③ 6型：3600×5400、9型 5400×5400、12型 7200×5400
- ④ 標準プラン以外とする場合も、できるだけ同じ間取り、規模とする。
（棟のパターンを統一する。）

(3) 住棟配置基準 —静岡県は、①の東西配置を基本プランとする—

- ① 東西配置（居室側を南向き）を原則とし、風向き及び敷地勾配を考慮する。
（静岡県は日照時間が長く、多く住民が南向きを希望するため）
- ② 南北配置の場合で、住戸の出入口を向かい合うように配置することにより、向かい合う2棟で外部の給排水管を一系統とし又、通路部分の舗装工事の軽減にもつながり、工期を含めた経済的な施工が可能となる。

(4) 出入口のスロープ対策について

- ① 予め全体戸数の10%程度を想定し、計画段階で配置する。
- ② 各住戸タイプ毎、平均に設置し住戸と同じ割合とする。
- ③ 団地の出入側近くの棟で、通路側に近い住戸に設置する。
- ④ 出入口が向きあっている住棟の場合は、片方の住棟にのみ設置するのが望ましいが、両側に設置する場合、通行の支障の無い位置とする。
- ⑤ 車椅子対応の住宅のスロープは、1/12とする。なお、車椅子利用者以外の者のために個別に設置するスロープは、1/8までとすることが出来る。

⑥過去の事例：新潟県中越沖地震の場合（1/12 勾配は車椅子対応）

住戸タイプ	建設総数	スロープ設置数	1/8 勾配	1/12 勾配
6 型	281	15	8	7
9 型	642	48	26	22
12 型	299	21	11	10
総数	1,222	84	45	39
割合		6.9%	3.7%	3.2%

(5) 進入路について

①駐車場入り口は6 m、歩行者のみの場合は4 m以上とするのが望ましい。

【参考】

建設時での工事車両の搬入もあるで、既存の進入口が4 m以下の場合は拡幅するか、新規に設置しなければならない。

②車両と、歩行者通路は共用しないよう計画するのが望ましい。

③進入口を図面上明記する。

(6) 通路幅等について

①幹線通路は原則8 mとするが、スロープ等の設置する場合でも6 mを確保する幅員とする。

幹線通路と進入路は同一幅として、接続している状態とする。

②住戸間隔は4 m、敷地境界からは2 m以上とするのが望ましい。

【参考】

応急仮設住宅の団地内は一般車両の進入は原則禁止であるが、引越しなどや建設工事で4 t車程度が入れる通路が必要となる。

(7) 集会場・談話室の配置について

①10戸以上の団地には、40 m²(12 坪)程度の談話室を1室、50戸以上の団地には100 m²程度の集会場を1棟配置できるようにする。

②設置位置は主たる入り口に近く、わかりやすい場所にするのが望ましい。

【参考】

集会場の使われ方としては、居住者の集会等に利用することが主たる目的であるが、その他にも居住者のコミュニティー活動の拠点、ボランティア活動の拠点、行政や地区外来訪者との対応の場となるため、配置の計画する際はできるだけ、わかりやすい場所が望ましい。

③過去の事例

	建設総数	団地数	集会場数	談話室数
新潟県中越地震	3,460 戸	63 団地	19 戸	24 戸
能登半島地震	334 戸	10 団地	2 戸	6 戸
新潟県中越沖地震	1,222 戸	41 団地	11 戸	14 戸

【参考】

集会場については、「同一敷地内又は近接する地域内に概ね 50 戸以上設置した場合には、居住者の集会等に利用するための施設を設置できる」が、談話室については明確な規定がない。また、「1 施設あたりの規模等は厚生労働省と協議して個別に定めること」となっている。

なお、本基準は、集会場等を設置した場合でも想定の住戸数が収まるよう敷地面積を確保するためのものであり、設置を確約するものではない。

特に、当該予定地内又は隣接地に集会場等の機能を有するものがある場合は設置しない場合がある。

戸数と規模については、災害救助法に関する解説書のほか新潟県中越地震の設置実例を参考とした。（新潟県中越地震では、200 戸以上の団地に、約 300 m²のデイケアサービス機能を備えた集会場を建設した例があり、このような施設が必要と考えられる場合は、所要の土地の確保が必要となる。）

(8) 駐車場について

①配置計画の作成にあたっては、駐車場有り（住戸数と同数を確保）のタイプと、駐車場無し 2 パターンとする。駐車場の台数には、専用的に使用できる場合には既設の台数を含めることができる。

②駐車場のスペースは幅 2.5m、奥行き 5 m、通路幅 6 mとする。

③駐車場の位置は、車の出入り口付近とする。

④過去の事例

	建設総数	駐車場数	割合
能登半島地震	334 戸	334 台	100%
新潟県中越沖地震	1, 222 戸	1, 222 台	100%

(既存施設含)

(9) 駐輪場について

集約した駐輪場は、用地確保、施設整備、管理などに課題があり、過去の実例では、自宅前に置いておくのが実態なので、駐輪場は基本的に設置しないこととする。

(10) 多目的広場について

近年における応急仮設住宅の建設にあっては設置の実績はないため、計画は要しない。

(11) 受水槽、浄化槽について

①水道管の径及び下水道の整備状況により受水槽や浄化槽の設置が必要となる。

受水槽を設置しないで建設できる住宅の戸数は、市町の水道局により基準が異なるため個別に確認しておくこと。

②浄化槽を設置する場合は、埋設式か地上設置式かを予め検討しておく。

③浄化槽、受水槽の概略占有面積（フェンス込）

	50戸	100戸	200戸
浄化槽	80 m ²	150 m ²	280 m ²
受水槽	40 m ²	60 m ²	100 m ²

【参考】規模の算定例

・受水槽

1日の使用量を270L/人・日として、有効容量は一日使用料の50%とする。

受水槽本体容量=270L×住居人数×0.5×1÷0.7

・浄化槽（建築用途別し尿浄化槽処理対象人員算定基準：JISより）

1DK・・・2人/戸 2DK及び3K・・・3.5人/戸

④受水槽は引き込み箇所、浄化槽は排水箇所の近くに設置する。

⑤配管経路は、車路を避けるのが望ましい。

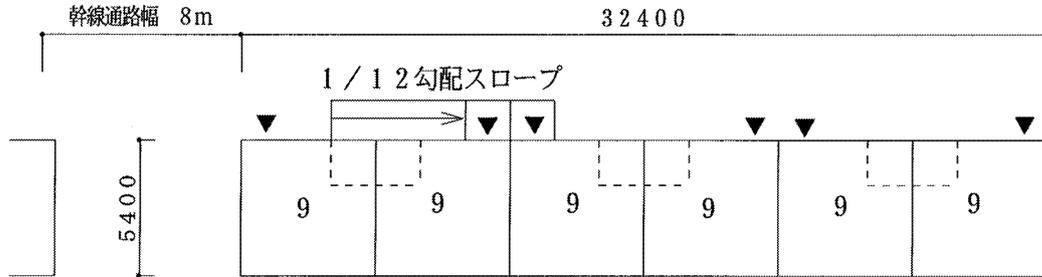
⑥住棟までの距離は、受水槽で4m以上、浄化槽で6m以上とする。

3 - (2) 標準プランについての参照

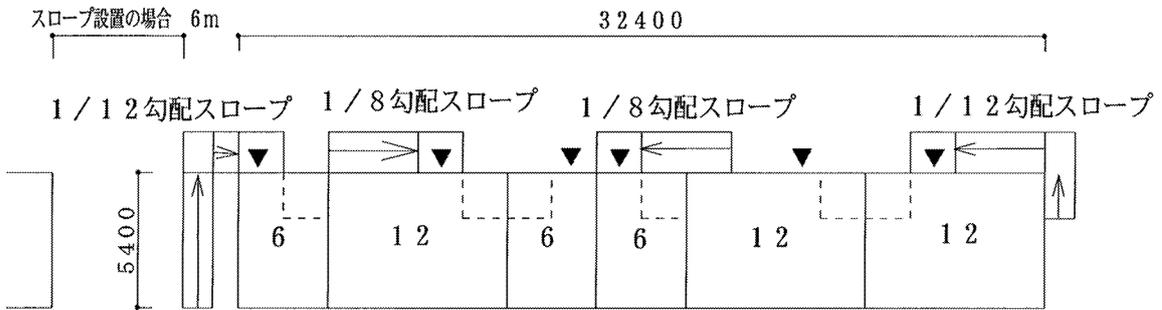
応急仮設住宅プラン

(6、9、12型の割合を1:2:1とする。)

Aタイプ: 3K×18Kを2棟(9型×6戸、6型×3戸+12型×3戸) 組合せる(全12戸)

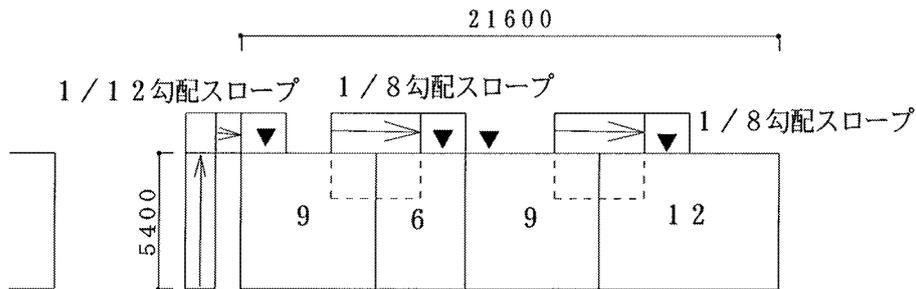


A-1タイプ: 3K×18K (9型×6戸)



A-2タイプ: 3K×18K (6型×3戸、12型×3戸)

Bタイプ: 3K×12Kの単独(6型×1戸+9型×2戸+12型×1戸) とする(全4戸)



Bタイプ: 3K×12K (6型×1戸、9型×2戸、12型×1戸)

1/12勾配スロープは車椅子対応
1/8勾配スロープは高齢者等用

4. 個別台帳記載要領

(1) 個別台帳の作成と保管

個別台帳は各市町で作成し原本を保管する。

各市町は、個別台帳を作成したとき及び修正したときは、その写し（A3版両面印刷）を県に1部提出する。

原本は、片面で作成し図面等は取り外し可能な糊により接着する。

(2) 既存データの活用

県住まいづくり室から各市町に、平成20年5月におこなった、応急仮設住宅建設予定地の調査結果のエクセル表をもとに、様式を差込印刷が可能なワードファイルを作成し、エクセルファイルとともに送信する。

各市町では、当該市町分以外のデータを削除し、必要なデータを入力し、「新規文書への差し込み」選択して必要な団地のファイルを作成した上で、体裁の修正やデータの修正等を行う。

今後、応急仮設住宅建設可能敷地個別台帳データベースで、県と市町のデータ把握を行いたいと考えている。一定の時期がきたら、各市町分のデータを県にお送りするので、敷地の加除を含め記載事項の訂正・変更があれば、データの修正を行う。

なお、今回県でデータを追加入力した項目は、土木記号、土木名、市町番号である。主たる所有者名、一部所有者名については、これまでのデータを変換した。

郵便番号、団地名、有効敷地（㎡）用途地域、防火指定、造成工事の要否、ゼンリン、調査年月日、配置計画作成年度（P無し）、同（Pあり）については、列を追加したのでわかる範囲で記入する。（配置計画を作成する団地においては、当該データが個別台帳に反映されるので、事前に入力する。）

(3) 各項目の記載方法

☆：基本的にすでにエクセルファイルにデータが入っており、差込印刷される項目。

※：エクセルファイルからデータが引用されるが、ワード上で個別に修正する項目。

×：エクセルファイルにデータ項目がないので、ワードに直接記載する。

①欄外

- ・敷地番号☆：土木名、市町番号、市町名、市町通し番号、施設名が差し込まれるので、基本的に修正不要。

②表中

- ・所在地☆：敷地の代表的な地番を市名、郡名から記載する。
- ・〒☆：7桁の郵便番号を記載する。
- ・団地名☆：施設名とは別に団地名を記載する。阪神・淡路大震災では、団地名の統一が図られず混乱が生じたため、あらかじめ設定する。名称には、市町名に当該地区名に「応急仮設住宅」を加えたものを基本とし、地区内に複数の団

地がある場合や、大規模施設の場合は適宜アレンジが可。なお、小学校や公園など既存名称を統一的に利用する場合は、事前に相談されたい。

- ・敷地面積☆：平方メートル単位で記載する。基本的に施設部分を除いた面積とし、不明の場合は、*を付し、特記事項にその内容を記載する。
- ・有効敷地☆：外周フェンスの内側部分の面積を記載する。配置計画図から計測し、概ねの面積で可。
- ・建設可能戸数☆：建設戸数は、それぞれエクセル表の（P無し）と（Pあり）の数字が引用される。裏面の配置計画図が駐車場有るか、無しかで、該当しないほうを二重線を取り消す（文字自体は残しておくこと）。なお、本項目を修正した場合は、必ず県へ連絡すること。
- ・所有者☆：県で一括して修正したので、確認する。
- ・(一部) ☆：所有者と同様。なお、欄内で開業される場合は、フォントを小さくするなど、適宜調整する。
- ・管理者☆：エクセル表から引用される。
- ・用途地域☆：都市計画に定められた用途地域を記載する。
- ・防火指定☆：都市計画に定められた防火地域指定を記載する。なお、防火地域内に応急仮設住宅を建設する場合、建築基準法第85条（仮設建築物に対する制限の緩和）が適用できないので、よく注意して調査すること。
- ・樹木有無☆：エクセル表の樹木有無が引用されるが、単に樹木がフェンス内に有るか無いかではなく配置計画上及び施工上支障となる場合に有りとする。（配置計画上問題の無い低木などは無しとなる。）この場合、具体的な内容を特記事項及び配置計画図に記載する。
- ・障害物の有無※：エクセル表の障害物の有無（従前の「遊具の有無」）が引用されるが、遊具の他に建築物や地下埋設物等で配置計画上、施工上支障となる場合に有りとする。
この場合、具体的な内容を特記事項及び配置計画図に記載する。
- ・地表面の状況☆：エクセル上現況舗装が引用される。
- ・造成工事の要否☆：住棟の配置方向を調整しても1棟の高低差が20cmを超えるような場合や一体的な利用を想定している区域内に段差がある場合などは有りとし、特記事項及び配置計画図に記載する。
- ・災害時用途☆：エクセル表のそれぞれの項目を引用している。なお、それぞれの項目は左から順番に解放され、工事に着手できるものと想定している。
- ・主な接道×：工事の施工上及び利用上、最も有効に接している道路について、道路区分、名称、幅員を記載する。
- ・最寄交通機関×：最寄の鉄道駅及びバス停留所の双方について、名称と徒歩による距離を記載する。（徒歩1分は、概ね80mで換算して下さい。）なお、徒歩30分以上の場合は、鉄道駅は自動車〇分とし、バス停留所は該当無しとする。
- ・電気、上水道、電話×：工事に関する窓口と連絡先を記載する。
なお、上水道の連絡先の右欄に水道管の径を記載する。
- ・ガス×：応急仮設住宅では、原則としてプロパンガスを想定しているので、プロパンガ

ス工事に関する窓口と連絡先を記載する。

なお、都市ガスの供給の有無について、右欄の「有無」のいずれかの文字を二重線で消す。

- ・ 下水道×：敷地に隣接して下水道配管ある場合は、工事に関する窓口と連絡先を記載する。なお、下水道未整備の場合は、「なし」と記載し、右欄に「要浄化槽」と明示する。
- ・ 特記事項×：上記の事項の他、配置計画上又は施工上考慮すべき事項を記載する。（例：冬季に西風が強く吹く、復旧の程度など）
- ・ 調査年月日☆：記載事項の調査をした日を記載する。
- ・ 調査者×：調査をおこなった者の内、現場の内容や記載事項について最も詳しい者の所属、氏名、電話番号を記載する。

③配置計画図

○外部インフラについて

- ・ 電気、ガス、上下水道、電話の既設経路及び引き込み位置を記入する。
- ・ 受水槽及び浄化槽の位置、仕様を記入する。

○既存施設等について

- ・ 完成後も敷地内にあると予想される既存施設（ベンチ、植栽等）を記入する。
- ・ 敷地レベルがわかる場合は記入する。

○その他の留意点

- ・ 縮尺は原則 1/500 とし、100 戸以上等の団地で A 3 用紙に入りきらない場合は 1/1,000 とする。
- ・ 配置図には、スケール、方位を記入する。
- ・ 歩行者や車の出入口、敷地の境界線を明記する。
- ・ 歩道・車道の段差、スロープなどがわかれば記入する。
- ・ 一戸当たりの有効敷地面積を記入する。
- ・ 住棟名（A 棟～）は必ず明記する。

【参考】

住戸表示の基準は南側から A・B・C・・・棟、東側から 1・2・3・・・住戸表示とする。（A-3 号室、C-5 号室とる）

- ・ 住戸の大きさを坪数表示する。（6、9、12）
- ・ 住戸の出入り口を明記する。
- ・ 雨水、浄化槽処理水の放流先を記入する。

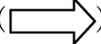
④案内図 周辺状況図

- ・ ゼンリン※：エクセル表の市町名とゼンリンが引用される。市町名とゼンリンの冊子名が異なる場合は修正を行い、「南部」「北部」等の区分がある場合はエクセル

表のデータにその旨記載する。

- ・案内図：市町区役場等（支所、鉄道駅等の市町外の人が容易に場所を特定できる施設を含む）から当該敷地が入る程度で作成する。

当該敷地を○で囲み、引出し線等で施設名称を付加する。（できれば、市役所等から当該敷地までのルートを太線等で明示する。）

- ・周辺状況図：敷地の輪郭がわかる程度の縮尺とし、周辺の主だった建物がわかるように作成する。前面道路状況に加え、隣地状況を記入する。（学校、民家、畑等）
現況写真の撮影方向を矢印（）で示すこと

- ⑤現況写真：敷地全体の状況がわかる写真を貼付する。方法としては、次のいずれかとする。

- ア) 広角で全景を表示
- イ) 数枚の写真を合成し全景を表示
- ウ) 数枚の写真を組み合わせ
- エ) 航空写真

5. モデル配置計画

(1) 駿府公園 1

① 計画地名・タイプ

駿府公園 1 (駐車場無し)

② 計画地の配置計画上の要素

◎ 大規模公園内

- ・敷地はあまり広がらないが整形地、ほぼ平坦、現状；土。
- ・公園内の為、境界部分にネットフェンスの設置が必要。

◎ 公園外よりのアクセスは園内通路による

- ・東、南、北側道路は公園内歩行者専用
- ・西側道路は一方通行で、計画敷地と接している。

まず基本グリッドの基準点を設置する。基準点は、住棟の配置計画上、配列複写が可能な点（その点を基準に基本グリッドの数値にて繰り返し配置していく）であることが必要。本計画では敷地南東角を基準点とする。

住棟の配置については、配置計画方針による基本グリッド（住棟の長手は東西方向、住戸出入口は北面に設置し、隣棟間隔は有効4m以上、幹線通路幅は有効8m以上、敷地境界離れは有効2m以上）にて検討する。

南側と東側境界がほぼ直角になっているため、最初の住棟の位置を南東部境界より4m離して配置スタート。

配置する住棟タイプは、まず1棟6戸タイプの大きさを計画する事を基本とし、その上で1棟7戸の併用型等、敷地状況から総合的に判断して決定する。

本計画の場合、基準点から配置していき、南側敷地境界部分においては、1棟6戸に変えて、1棟7戸を適宜配置する。

本計画地における出入口は、住棟配列により西側園内通路に面して設ける。

③ 計画住戸の属性と割合

検討の結果、配置可能戸数は合計36戸で住戸の割合は、住棟タイプを調整した結果1:2:1となる。

スロープは戸数の10%以上を設置。（ $36 \times 0.1 = 4 \rightarrow 6$ 戸）

④ 談話室の設置

戸数が36戸あるので、談話室（12坪）を設置。（スロープ付き）

⑤ 受水槽を設置する場合の例（参考）

1DK…2人/戸 2DK, 3K…3.5人/戸

$9 \text{戸} \times 2 + (18 \text{戸} + 9 \text{戸}) \times 3.5 = 113 \text{人}$

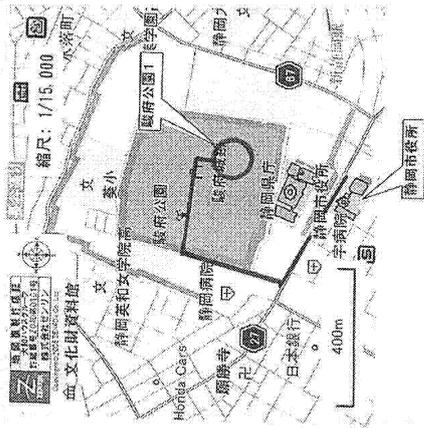
1日の使用量を270L/人・日とすると、計画地全体の居住人数が113人であるため

$270 \times 113 = 30510 \text{L}$

よって受水槽大きさ $30510 \times 0.5 \times 1 / 0.7 = 21793 \rightarrow 22 \text{m}^3$

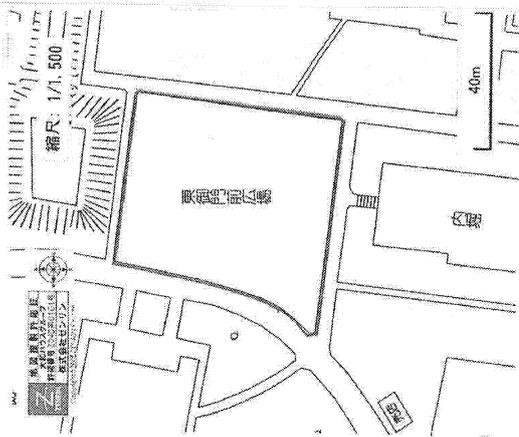
$w4.0 \times d3.0 \times h2.5 = 25 \text{m}^3$

◎案内図 周辺状況図

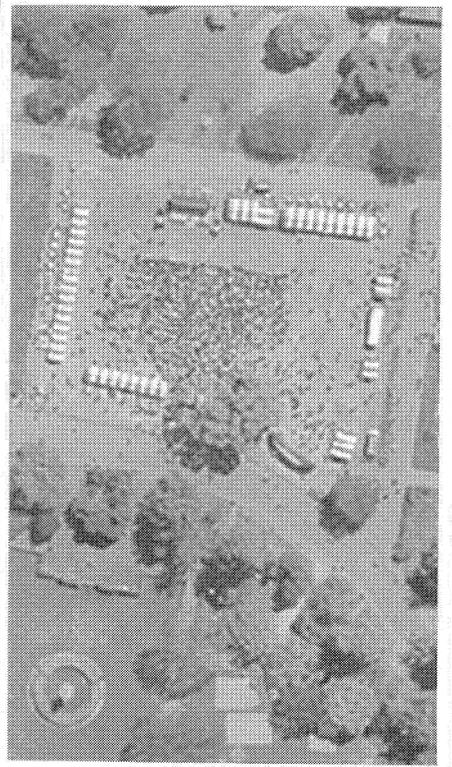


ゼンリン

静岡市案内P33



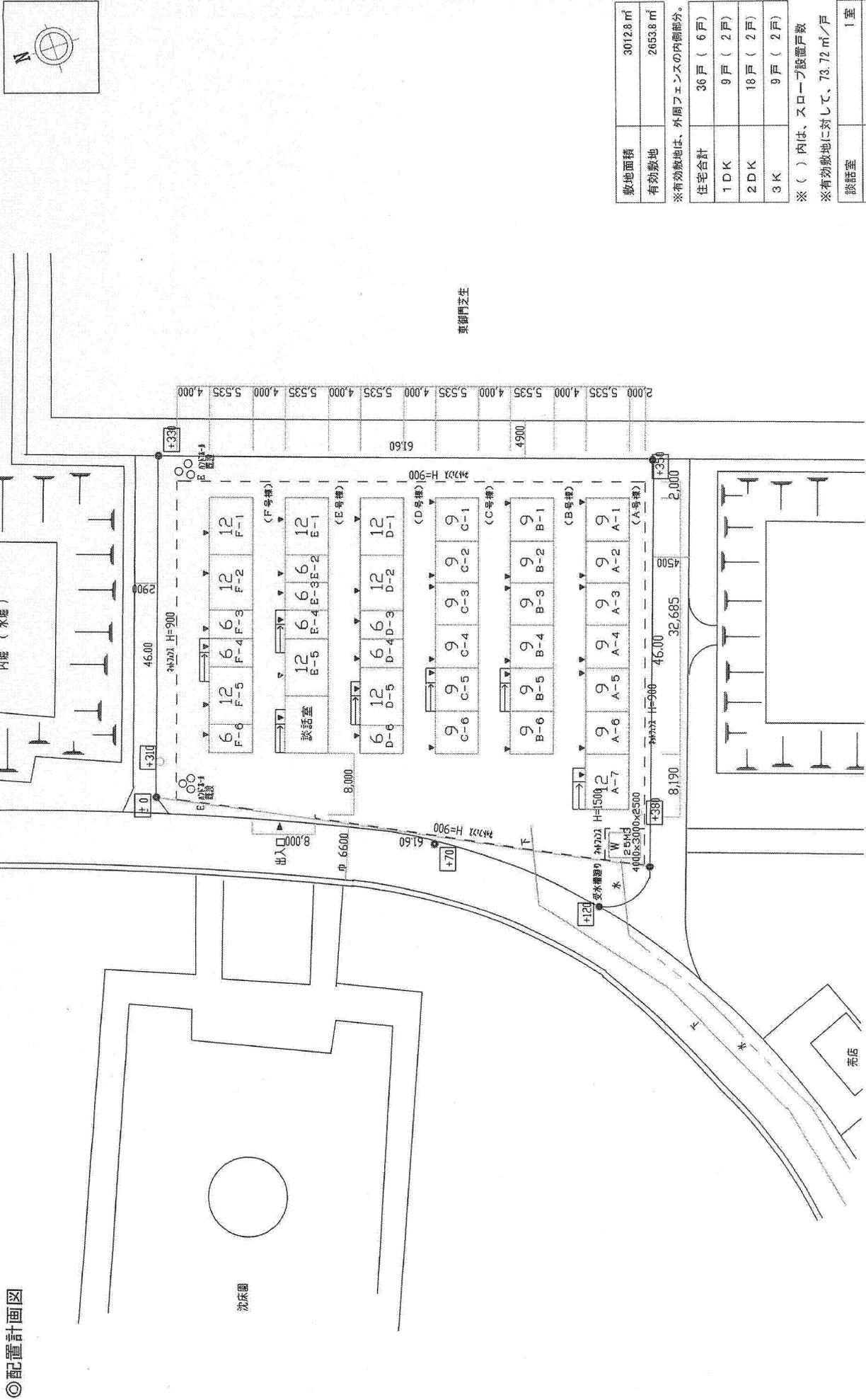
◎現況写真



応急仮設住宅建設可能敷地個別台帳

所在地	静岡市葵区駿府公園1-1 (〒420-0855)	
団地名	静岡市葵区駿府公園仮設住宅1	
敷地面積	3012.8㎡	有効敷地 2653.8㎡
建設可能戸数	36戸 (駐車場無し) 24戸 (駐車場あり)	駐車場台数 0台 (既存) 24台 (新設)
所有者	静岡市 (一部：)	管理者 市長 (公園整備課)
用途地域	都市計画公園	防火指定 なし
樹木有無	有り	障害物の有無 無し
地表面の状況	土	造成工事の要否 否
災害時用途	①広域 ④消防庁の消防 ⑤市別 ⑥消防 ⑦消防 ⑧消防 ⑨消防 ⑩広域 ①一次避難 ②避難 ③避難 ④避難 ⑤避難 ⑥避難 ⑦避難 ⑧避難 ⑨避難 ⑩避難 ⑪避難 ⑫避難 ⑬避難 ⑭避難 ⑮避難 ⑯避難 ⑰避難 ⑱避難 ⑲避難 ⑳避難 ㉑避難 ㉒避難 ㉓避難 ㉔避難 ㉕避難 ㉖避難 ㉗避難 ㉘避難 ㉙避難 ㉚避難 ㉛避難 ㉜避難 ㉝避難 ㉞避難 ㉟避難 ㊱避難 ㊲避難 ㊳避難 ㊴避難 ㊵避難 ㊶避難 ㊷避難 ㊸避難 ㊹避難 ㊺避難 ㊻避難 ㊼避難 ㊽避難 ㊾避難 ㊿避難	①避難所 ②避難所 ③避難所 ④避難所 ⑤避難所 ⑥避難所 ⑦避難所 ⑧避難所 ⑨避難所 ⑩避難所 ⑪避難所 ⑫避難所 ⑬避難所 ⑭避難所 ⑮避難所 ⑯避難所 ⑰避難所 ⑱避難所 ⑲避難所 ⑳避難所 ㉑避難所 ㉒避難所 ㉓避難所 ㉔避難所 ㉕避難所 ㉖避難所 ㉗避難所 ㉘避難所 ㉙避難所 ㉚避難所 ㉛避難所 ㉜避難所 ㉝避難所 ㉞避難所 ㉟避難所 ㊱避難所 ㊲避難所 ㊳避難所 ㊴避難所 ㊵避難所 ㊶避難所 ㊷避難所 ㊸避難所 ㊹避難所 ㊺避難所 ㊻避難所 ㊼避難所 ㊽避難所 ㊾避難所 ㊿避難所
主な接道	公園内道路 (幅員6m)	
最寄交通機関	鉄道：JR静岡駅 徒歩15分 バス：しずてつジャストライン市役所県庁前停留所 徒歩5分	
電気	中部電力静岡営業所 (054-659-2100)	
プロパンガス	静岡県エビルガス協会中部支部 (054-253-1266) 都市ガス (有無)	
上水道	静岡市水道総務課 (054-354-2703) 水道管径 20mm	
下水道	静岡市下水道総務課 (054-354-2803)	
電話	N T T 西日本静岡支店 (054-203-7067)	
特記事項		
調査年月日	8/25/2008	調査者 7レハ7建築協会 0000 (03-X-X-△△)

◎配置計画図



敷地面積	3012.8 m ²
有効敷地	2653.8 m ²

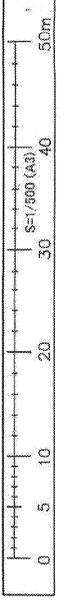
※有効敷地は、外周フェンスの内側部分。

住宅合計	36 戸 (6 戸)
1DK	9 戸 (2 戸)
2DK	18 戸 (2 戸)
3K	9 戸 (2 戸)

※ () 内は、スロープ設置戸数

※有効敷地に対して、73.72 m²/戸

談話室	1 室
集会所	棟
駐車場	既存 0 台 新設 0 台



調査年月日	8/25/2008	調査者	プレハブ建築協会	敷地所在地	静岡市葵区駿府公園 1-1	団地名	静岡市葵区駿府公園 1
凡例：電気	—— E ——	ガス	—— G ——	上水道	—— 水 ——	下水道	—— 下 —— P ——

(2) 駿府公園 1

① 計画地名・タイプ

駿府公園 1 (駐車場あり)

② 計画地の配置計画上の要素

◎ 大規模公園内

- ・敷地はあまり広がらないが整形地、ほぼ平坦、現状；土。
- ・公園内の為、境界部分にネットフェンスの設置が必要。

◎ 公園外よりのアクセスは園内通路による

- ・東、南、北側道路は公園内歩行者専用。
- ・西側道路は一方通行で、計画敷地と接している。

まず基本グリッドの基準点を設置する。基準点は、住棟の配置計画上、配列複写が可能な点（その点を基準に基本グリッドの数値にて繰り返し配置していく）であることが必要。本計画では敷地南東角を基準点とする。

住棟の配置については、配置計画方針による基本グリッド（住棟の長手は東西方向、住戸出入口は北面に設置し、隣棟間隔は有効4m以上、幹線通路幅は有効8m以上、敷地境界離れは有効2m以上）にて検討する。

南側と東側境界がほぼ直角になっているため、最初の住棟の位置を南東部境界より4m離して配置スタート。

配置する住棟タイプは、まず1棟6戸タイプの大きさを計画する事を基本とし、その上で1棟7戸の併用型等、敷地状況から総合的に判断して決定する。

本計画の場合、基準点から配置していき、南側敷地境界部分においては、1棟6戸に変えて、1棟7戸を適宜配置する。

本計画地における出入口は、住棟配列により西側園内通路に面して設ける。

③ 計画住戸の属性と割合

検討の結果、配置可能戸数は合計24戸で住戸の割合は、住棟タイプを調整した結果1:2:1となる。

スロープは戸数の10%以上を設置。（ $24 \times 0.1 = 3 \rightarrow 3$ 戸）

④ 談話室の設置

戸数が24戸あるので、談話室（12坪）を設置。（スロープ付き）

⑤ 受水槽を設置する場合の例（参考）

1DK…2人/戸 2DK, 3K…3.5人/戸

$6 \text{戸} \times 2 + (12 \text{戸} + 6 \text{戸}) \times 3.5 = 75 \text{人}$

1日の使用量を270L/人・日とすると、計画地全体の居住人数が75人である為

$270 \times 75 = 20250 \text{L}$

よって受水槽大きさ $20250 \times 0.5 \times 1 / 0.7 = 14465 \rightarrow 15 \text{m}^3$

$w3.0 \times d3.0 \times h2.0 = 15 \text{m}^3$

⑥ 駐車場の設置

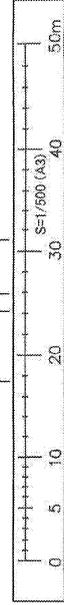
駐車台数は計画戸数に対して100%確保

1台あたりのスペースは2.5m×5m 車路の幅員は6mとする。

◎配置計画図



敷地面積	3012.8 m ²
有効敷地	2653.8 m ²
※有効敷地は、外周フェンスの内側部分。	
住宅合計	24 戸 (3 戸)
1DK	6 戸 (1 戸)
2DK	12 戸 (1 戸)
3K	6 戸 (1 戸)
※ () 内は、スロープ設置戸数	
※有効敷地に対して、110.58 m ² /戸	
談話室	1 室
集会所	棟
駐車場	既存 0 台 新設 24 台



(3) 駿府公園 2

① 計画地名・タイプ

駿府公園 2 (駐車場無し)

② 計画地の配置計画上の要素

◎ 大規模公園内

- ・敷地は広い、不整形、ほぼ平坦、現状；土。
- ・公園内の為、境界部分にネットフェンスの設置が必要。

◎ 公園外よりのアクセスは園内通路による

- ・南、北側道路は一方通行、計画敷地とは段差有り。
- ・西側道路は一方通行で、計画敷地と接している。

まず基本グリッドの基準点を設置する。基準点は、住棟の配置計画上、配列複写が可能な点（その点を基準に基本グリッドの数値にて繰り返し配置していく）であることが必要。本計画では敷地北東角を基準点とする。

住棟の配置については、配置計画方針による基本プラン（住棟の長手は南北方向、住戸出入口は西側、隣棟間隔は有効 4 m 以上、幹線通路幅は有効 8 m 以上、敷地境界離れは有効 2 m 以上）にて検討する。

北側境界が1部斜めになっているため、最初の住棟の位置を北東側境界より 5 m 離して配置スタート。

配置する住棟タイプは、まず 1 棟 6 戸タイプの大きさを計画する事を基本とし、その上で 1 棟 4 戸の併用型等、敷地状況から総合的に判断して決定する。

本計画の場合、基準点から配置していき、南東及び南西部の敷地境界部分においては、1 棟 6 戸に変えて、1 棟 4 戸を適宜配置する。

本計画地における出入口は、住棟配列により西側園内通路に面して設ける。

③ 計画住戸の属性と割合

検討の結果、配置可能戸数は合計 56 戸で住戸の割合は、住棟タイプを調整した結果 1:2:1 となる。

スロープは戸数の 10% 以上を設置。（ $56 \times 0.1 = 6 \rightarrow 10$ 戸）

④ 談話室の設置

戸数が 100 戸以下だが 56 戸あるので、集会場（32 坪）を設置。（スロープ付き）

⑤ 受水槽を設置する場合の例（参考）

1DK…2人/戸 2DK, 3K…3.5人/戸

$14 \text{戸} \times 2 + (28 \text{戸} + 14 \text{戸}) \times 3.5 = 175 \text{人}$

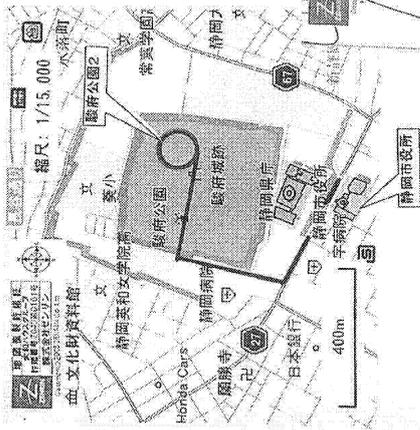
1日の使用量を 270L/人・日とすると、計画地全体の居住人数が 175 人であるため

$270 \times 175 = 47250 \text{L}$

よって受水槽大きさ $47250 \times 0.5 \times 1 / 0.7 = 33750 \rightarrow 34 \text{m}^3$

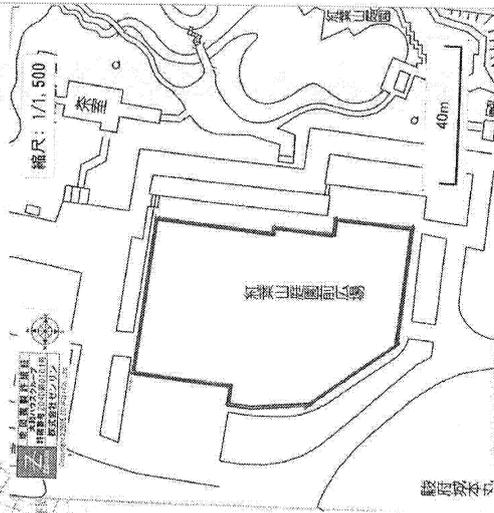
$w4.5 \times d4.0 \times h2.5 = 40 \text{m}^3$

◎案内図 周辺状況図

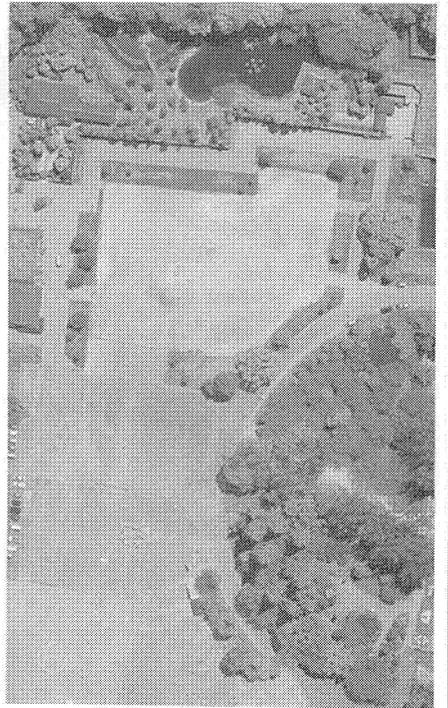


ゼンリン

静岡市菜南P233



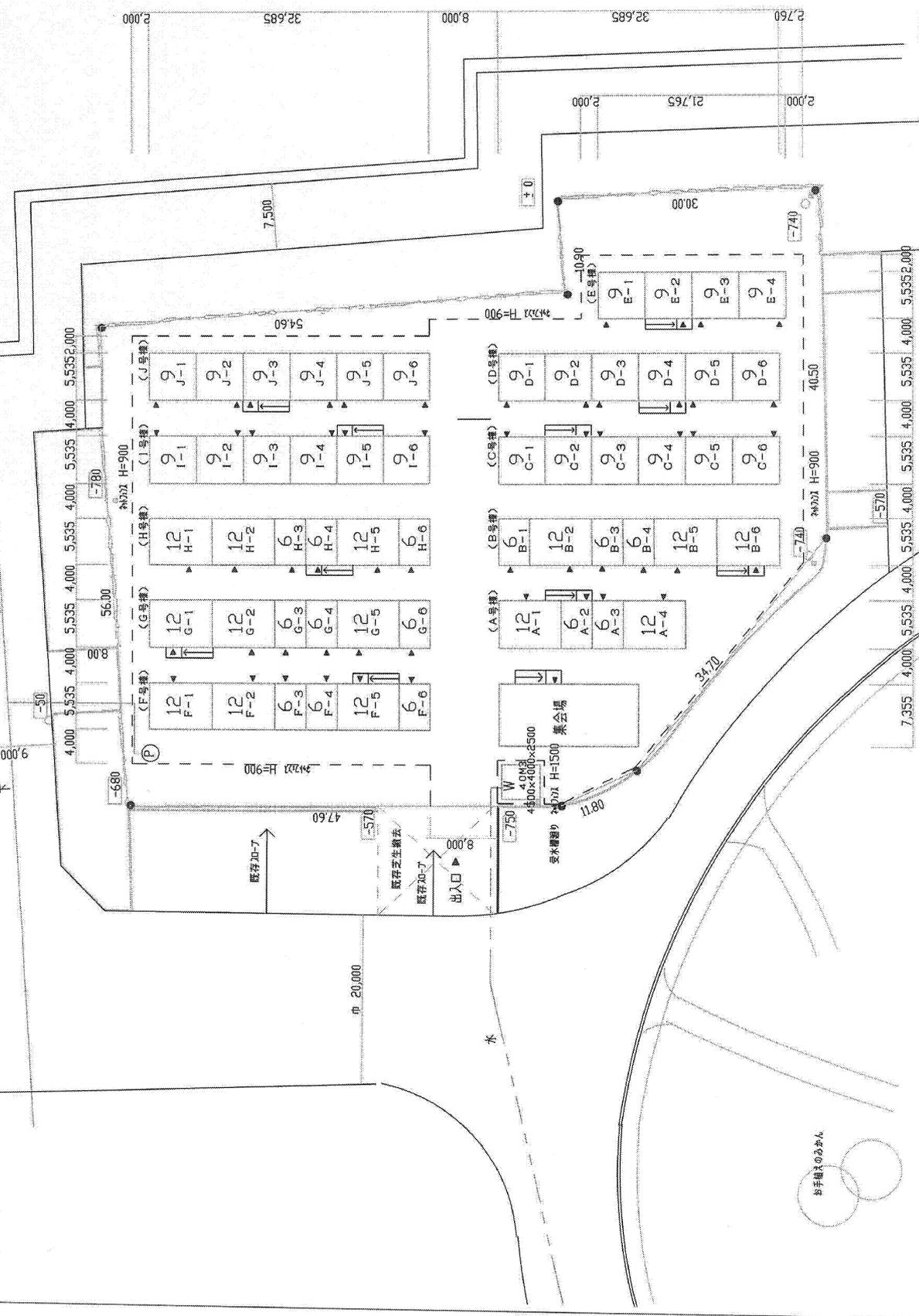
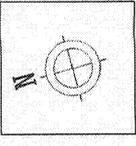
◎現況写真



応急仮設住宅建設可能敷地個別台帳

所在地	静岡市葵区駿府公園 1-1 (〒420-0855)	
団地名	静岡市葵区駿府公園仮設住宅 2	
敷地面積	4911.2 m ²	有効敷地 4057.3 m ²
建設可能戸数	56 戸 (駐車場無し) 42 戸 (駐車場あり)	駐車場台数 0 台 (既存) 42 台 (新設)
所有者	静岡市 (一部:) 市長 (公園整備課)	
用途地域	都市計画公園	防火指定 なし
樹木有無	有り	障害物の有無 無し
地表面の状況	土	造成工事の要否 否
災害時用途	①広域一次避難地 ○ ②消火活動場所 ③避難場所 ④消火活動場所 ⑤消火活動場所 ⑥消火活動場所 ⑦消火活動場所 ⑧市街地 ⑨防犯点 ⑩防犯点 ⑪防犯点 ⑫防犯点 ⑬防犯点 ⑭防犯点 ⑮防犯点 ⑯防犯点 ⑰防犯点 ⑱防犯点 ⑲防犯点 ⑳防犯点 ㉑防犯点 ㉒防犯点 ㉓防犯点 ㉔防犯点 ㉕防犯点 ㉖防犯点 ㉗防犯点 ㉘防犯点 ㉙防犯点 ㉚防犯点 ㉛防犯点 ㉜防犯点 ㉝防犯点 ㉞防犯点 ㉟防犯点 ㊱防犯点 ㊲防犯点 ㊳防犯点 ㊴防犯点 ㊵防犯点 ㊶防犯点 ㊷防犯点 ㊸防犯点 ㊹防犯点 ㊺防犯点 ㊻防犯点 ㊼防犯点 ㊽防犯点 ㊾防犯点 ㊿防犯点	①避難所 ②避難所 ③避難所 ④避難所 ⑤避難所 ⑥避難所 ⑦避難所 ⑧避難所 ⑨避難所 ⑩避難所 ⑪避難所 ⑫避難所 ⑬避難所 ⑭避難所 ⑮避難所 ⑯避難所 ⑰避難所 ⑱避難所 ⑲避難所 ⑳避難所 ㉑避難所 ㉒避難所 ㉓避難所 ㉔避難所 ㉕避難所 ㉖避難所 ㉗避難所 ㉘避難所 ㉙避難所 ㉚避難所 ㉛避難所 ㉜避難所 ㉝避難所 ㉞避難所 ㉟避難所 ㊱避難所 ㊲避難所 ㊳避難所 ㊴避難所 ㊵避難所 ㊶避難所 ㊷避難所 ㊸避難所 ㊹避難所 ㊺避難所 ㊻避難所 ㊼避難所 ㊽避難所 ㊾避難所 ㊿避難所
主な接道	公園内道路 (幅員 6m)	
最寄交通機関	鉄道: JR 静岡駅 徒歩 15 分 バス: しずてつジャストライン 市役所県庁前停留所 徒歩 5 分	
電気	中部電力静岡営業所 (054-659-2100)	
プロパンガス	静岡県プロパンガス協会中部支部 (054-253-1266)	
上水道	静岡市水道総務課 (054-354-2703)	
下水道	静岡市下水道総務課 (054-354-2803)	
電話	NTT 西日本静岡支店 (054-203-7067)	
特記事項		
調査年月日	8/25/2008	調査者 7レハブ建築協会 0000 (03-××-△△)

◎配置計画図



敷地面積	4,911.2 m ²
有効敷地	4,057.3 m ²

※有効敷地は、外周フェンスの内側部分。

住宅合計	56 戸 (10 戸)
1DK	14 戸 (2 戸)
2DK	28 戸 (5 戸)
3K	14 戸 (3 戸)

※ () 内は、スロープ設置戸数
 ※有効敷地に對して、72.45 m²/戸

談話室	室
集会場	1 棟
駐車場	既存 0 台 新設 0 台



調査年月日 8/25/2008 調査者 プレハブ建築協会 敷地所在地 静岡市葵区駿府公園 I-1 団地名 静岡市葵区駿府公園 2

凡例：電気—— E —— ガス—— G —— 上水道—— 水 —— 下水道—— 下 —— 電話—— P ——

(4) 駿府公園 2

① 計画地名・タイプ

駿府公園 2 (駐車場あり)

② 計画地の配置計画上の要素

◎ 大規模公園内

- ・敷地は広い、不整形、ほぼ平坦、現状；土。
- ・公園内の為、境界部分にネットフェンスの設置が必要。

◎ 公園外よりのアクセスは園内通路による

- ・南、北側道路は一方通行、計画敷地とは段差有り。
- ・西側道路は一方通行で、計画敷地と接している。

まず基本グリッドの基準点を設置する。基準点は、住棟の配置計画上、配列複写が可能な点（その点を基準に基本グリッドの数値にて繰り返し配置していく）であることが必要。本計画では敷地北東角を基準点とする。

住棟の配置については、配置計画方針による基本グリッド（住棟の長手は南北方向、住戸出入口は西側、隣棟間隔は有効 4 m 以上、幹線通路幅は有効 8 m 以上、敷地境界離れは有効 2 m 以上）にて検討する。

北側境界が1部斜めになっているため、最初の住棟の位置を北側境界より 5 m 離して配置スタート。

配置する住棟タイプは、まず 1 棟 6 戸タイプの大きさを計画する事を基本とし、その上で 1 棟 4 戸の併用型等、敷地状況から総合的に判断して決定する。

本計画の場合、基準点から配置していき、南東及び南西部の敷地境界部分においては、1 棟 6 戸に変えて、1 棟 4 戸を適宜配置する。

本計画地における出入口は、住棟配列により西側園内通路に面して設ける。

③ 計画住戸の属性と割合

検討の結果、配置可能戸数は合計42戸で住戸の割合は、住棟タイプを調整した結果 1:2:1となる。

スロープは戸数の10%以上を設置。（ $42 \times 0.1 = 5 \rightarrow 8$ 戸）

④ 談話室の設置

戸数が100戸以下だが42戸あるので、集会場（32坪）を設置。（スロープ付き）

⑤ 受水槽を設置する場合の例（参考）

1DK…2人/戸 2DK, 3K…3.5人/戸

$11戸 \times 2 + (20戸 + 11戸) \times 3.5 = 131人$

1日の使用量を270L/人・日とすると、計画地全体の居住人数が131人であるため

$270 \times 131 = 35370L$

よって受水槽大きさ $35370 \times 0.5 \times 1 / 0.7 = 25264 \rightarrow 26m^3$

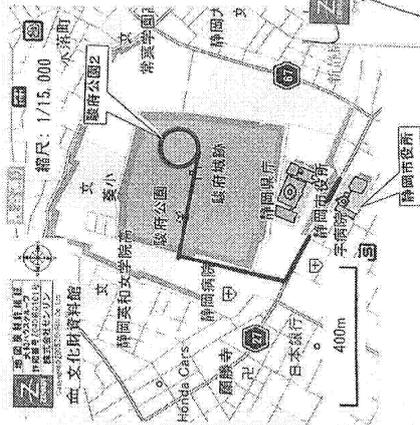
$w4.0 \times d3.5 \times h2.5 = 30m^3$

⑥ 駐車場の設置

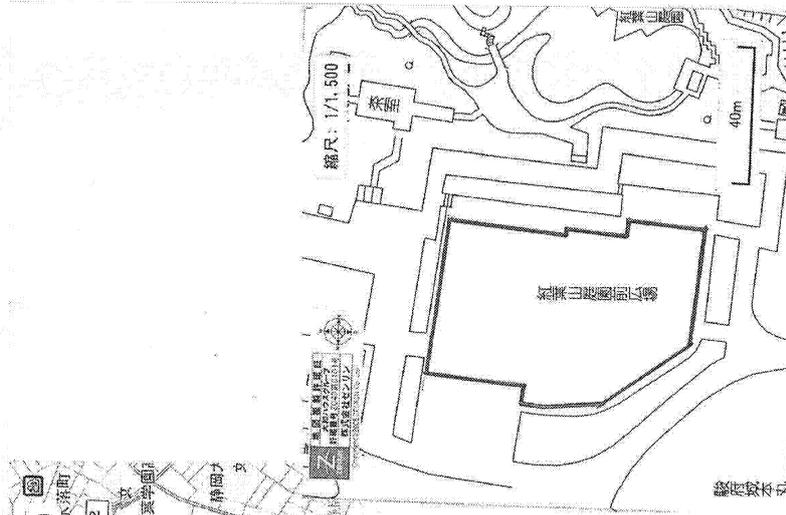
駐車台数は計画戸数に対して100%確保

1台あたりのスペースは2.5m×5m 車路の幅員は6mとする。

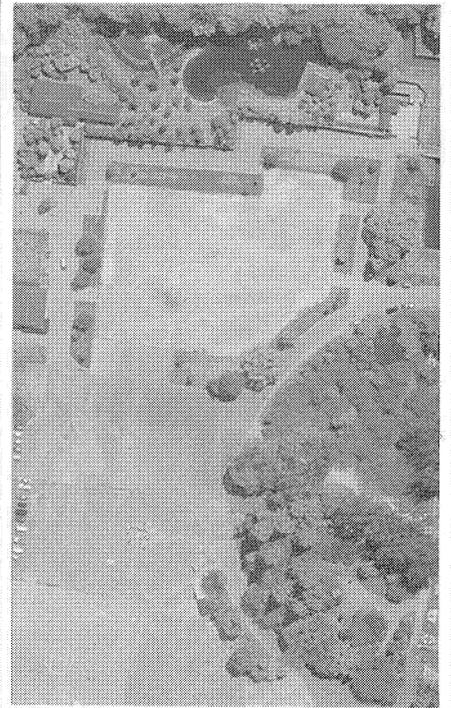
◎案内図 周辺状況図



ゼンリン 静岡市案内P33



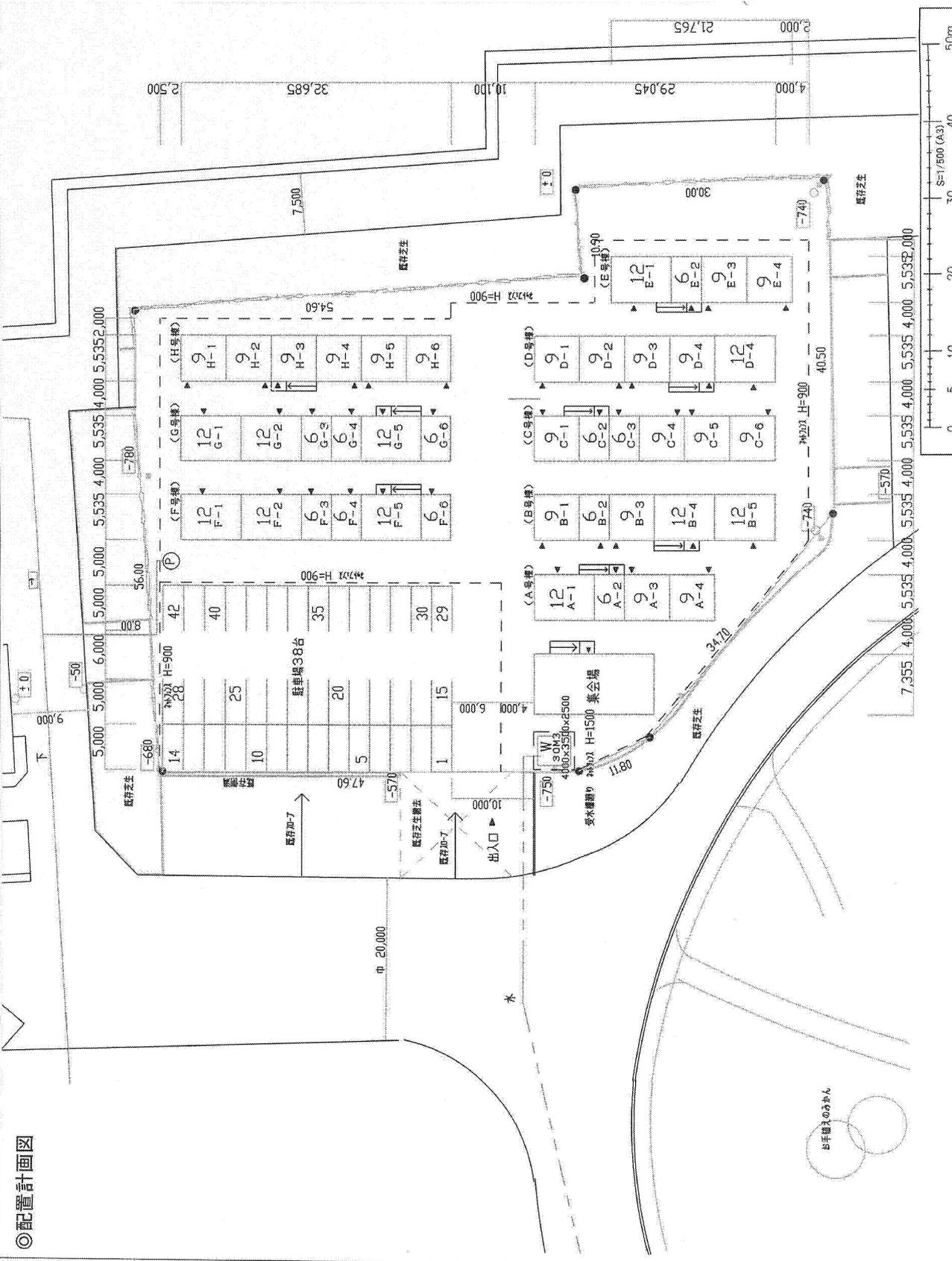
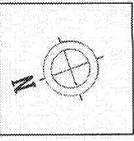
◎現況写真



応急仮設住宅建設可能敷地個別台帳

所在地	静岡市葵区駿府公園 1-1 (〒420-0855)	
団地名	静岡市葵区駿府公園仮設住宅 2	
敷地面積	4911.2 m ²	有効敷地 4057.3 m ²
建設可能戸数	56戸 (駐車場無し)	駐車場台数 0台 (既存) 42台 (新設)
所有者	静岡市 (一部：)	管理者 市長 (公園整備課)
用途地域	都市計画公園	防火指定 なし
樹木有無	有り	障害物の有無 無し
地表面の状況	上	造成工事の要否 否
災害時用途	①広域 重積無し ②一次避難 地 ③二次避難 地 ④市街地 ⑤市街地 ⑥市街地 ⑦市街地 ⑧市街地 ⑨市街地 ⑩市街地 ⑪市街地 ⑫市街地 ⑬市街地 ⑭市街地 ⑮市街地 ⑯市街地 ⑰市街地 ⑱市街地 ⑲市街地 ⑳市街地 ㉑市街地 ㉒市街地 ㉓市街地 ㉔市街地 ㉕市街地 ㉖市街地 ㉗市街地 ㉘市街地 ㉙市街地 ㉚市街地 ㉛市街地 ㉜市街地 ㉝市街地 ㉞市街地 ㉟市街地 ㊱市街地 ㊲市街地 ㊳市街地 ㊴市街地 ㊵市街地 ㊶市街地 ㊷市街地 ㊸市街地 ㊹市街地 ㊺市街地 ㊻市街地 ㊼市街地 ㊽市街地 ㊾市街地 ㊿市街地	①警備 ②警備 ③警備 ④警備 ⑤警備 ⑥警備 ⑦警備 ⑧警備 ⑨警備 ⑩警備 ⑪警備 ⑫警備 ⑬警備 ⑭警備 ⑮警備 ⑯警備 ⑰警備 ⑱警備 ⑲警備 ⑳警備 ㉑警備 ㉒警備 ㉓警備 ㉔警備 ㉕警備 ㉖警備 ㉗警備 ㉘警備 ㉙警備 ㉚警備 ㉛警備 ㉜警備 ㉝警備 ㉞警備 ㉟警備 ㊱警備 ㊲警備 ㊳警備 ㊴警備 ㊵警備 ㊶警備 ㊷警備 ㊸警備 ㊹警備 ㊺警備 ㊻警備 ㊼警備 ㊽警備 ㊾警備 ㊿警備
主な接道	公園内道路 (幅員 6m)	
最寄交通機関	鉄道：JR静岡駅 徒歩 15分 バス：しずてつジャストライン 市役所県庁前停留所 徒歩 5分	
電気	中部電力静岡営業所 (054-659-2100)	
プロパンガス	静岡県プロパンガス協会中部支部 (054-253-1266) 都市ガス (有無)	
上水道	静岡市水道総務課 (054-354-2703) 水道管径 20mm	
下水道	静岡市下水道総務課 (054-354-2803)	
電話	NTT西日本静岡支店 (054-203-7067)	
特記事項		
調査年月日	8/25/2008	調査者 717プロ建築協会 0000 (03-XXXX-△△)

◎配置計画図



敷地面積	4,911.2㎡
有効敷地	4,057.3㎡

※有効敷地は、外周フェンスの内側部分。

住宅合計	42戸 (8戸)
1DK	11戸 (3戸)
2DK	20戸 (2戸)
3K	11戸 (3戸)

※ () 内は、スロープ設置戸数

※有効敷地に対して、96.6㎡/戸

談話室	室
集会所	1棟
駐車場	既存0台 新設42台

(5) 駿府公園 3

① 計画地名・タイプ

駿府公園 3 (駐車場無し)

② 計画地の配置計画上の要素

◎ 敷地の現状

- ・大規模公園の一角で、広いが不整形。
- ・地盤はアスファルト・改良地盤が主で一部にコンクリート製のヘリポートがある。
- ・地盤には、西から東へ約1%の勾配有り。(南北は、ほぼ平坦)
- ・北側の土手部分には、桜並木があり既存平型側溝まで枝が伸びている。
- ・西側には管理事務所と倉庫がある。

◎ どの範囲に配置するか?・・・有効敷地範囲(外周フェンス位置)の設定

- ・北側木の枝が伸びているため、既存平型側溝より2mの位置とする。
- ・東側マロニエ園との境のラインとする。
- ・南側園内通路、既存植栽帯を確保したうえで、配置のきりの良いところまで。
- ・西側管理事務所、倉庫への出入りの為、通路幅として15m程度は確保する。

◎ 住棟配置検討

- ・配置の基準点を敷地の北東角とし、Aタイプを基本に有効敷地範囲内で配置する。
- ・Aタイプが納まらない場合は、Bタイプにて対応する。
- ・住戸の向きは玄関を北向き(居室を南向き)に設定。
- ・住棟数が多くなるため、敷地内のメイン通路を東西と南北にそれぞれ設ける。

◎ 住棟配置検討

- ・配置の基準点を敷地の北東角とし、Aタイプ(玄関向かい合わせ)を基本に有効敷地範囲内で配置する。Aタイプが納まらない場合は、Bタイプにて対応する。

③ 計画住戸の属性と割合

検討の結果、配置可能戸数は合計152戸で、各住戸タイプの割合は、1:2:1となる。
スロープは戸数の10%に設置。(152×0.1=15.2→16戸)

④ 談話室の設置

戸数が100戸以上となった為、集会場(32坪)を設置。(スロープ付き)

⑤ 合併処理浄化槽を設置する場合の例(参考)

処理対象人員の算定(J I S)

1DK・・・2人/戸 2DK、3K・・・3.5人/戸

$38戸 \times 2 + (76戸 + 38戸) \times 3.5 = 475人$

50人槽を基準とすると $475 \div 50 = 9.5$

よって、50人槽を10基($50 \times 10 = 500$)設置(地上設置)する。

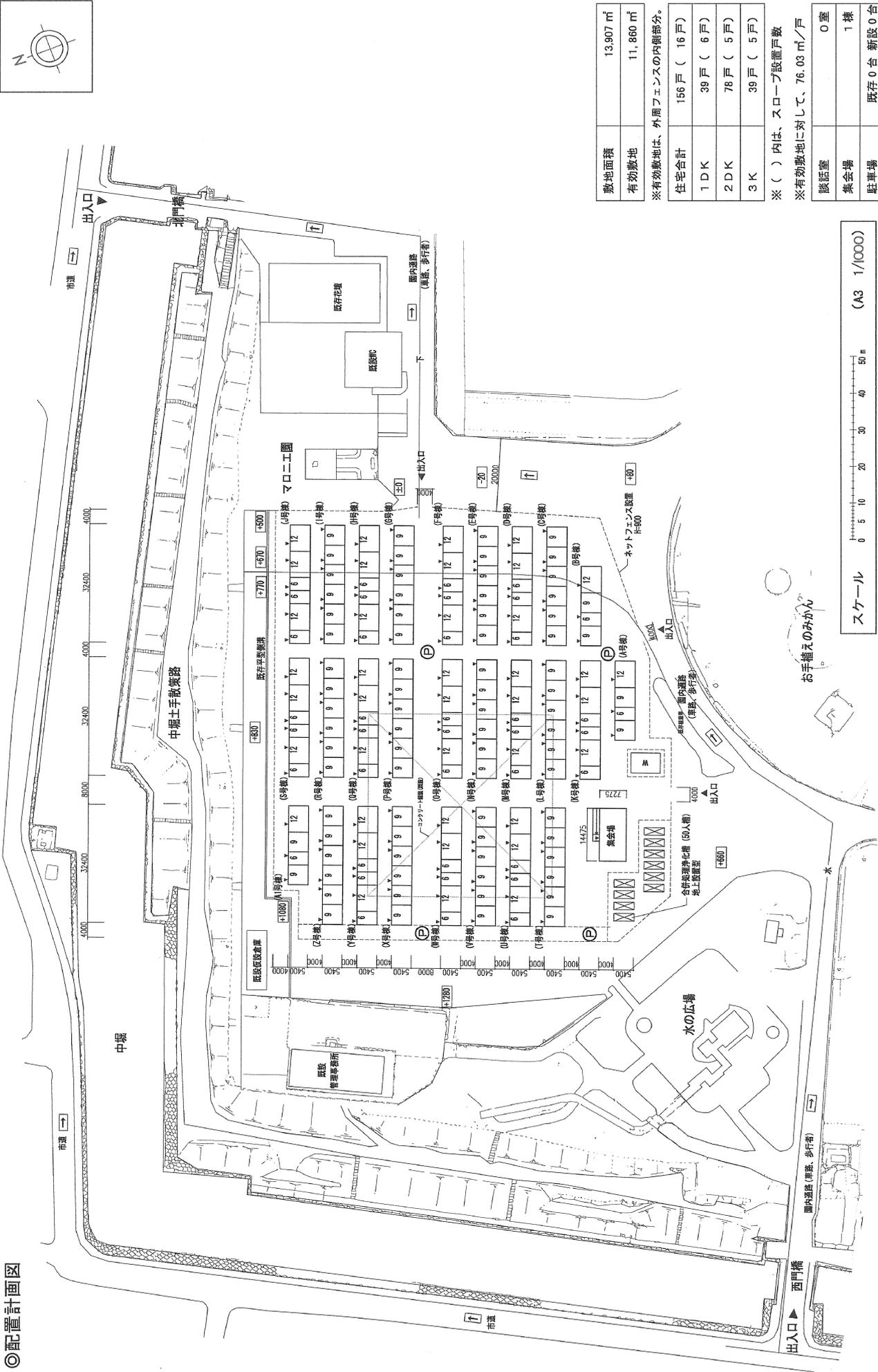
⑥ 受水槽を設置する場合の例(参考)

1日の使用量を270L/人・日とすると、計画地全体の居住人数が475人であるから

$270 \times 475 = 128250 L$

よって受水槽大きさ $128250 \times 0.5 \times 1/0.7 = 91607 \rightarrow 93.5 m^3$
($W \times D \times H = 5.5 \times 8.5 \times 2 = 93.5 m^3$)

◎配置計画図



敷地面積	13,907 m ²
有効敷地	11,860 m ²
※有効敷地は、外周フェンスの内側部分。	
住宅合計	156 戸 (16 戸)
1DK	39 戸 (6 戸)
2DK	78 戸 (5 戸)
3K	39 戸 (5 戸)
※ () 内は、スロープ設置戸数	
※有効敷地に対して、76.03 m ² /戸	
談話室	0 室
集会場	1 棟
駐車場	既存 0 台 新設 0 台

調査年月日 8/25/2008 調査者 プレハブ建築協会 敷地所在地 静岡市葵区駿府公園1-1 団地名 静岡市葵区駿府公園3
 凡例：電気——E—— 水道——水—— 下水——下水—— 電話——P——

(6) 駿府公園 3

① 計画地名・タイプ

駿府公園 3 (駐車場あり)

② 計画地の配置計画上の要素

◎ 敷地の現状

- ・大規模公園の一角で、広いが不整形。
- ・地盤はアスファルト・改良地盤が主で一部にコンクリート製のヘリポートがある。
- ・地盤には、西から東へ約1%の勾配有り。(南北は、ほぼ平坦)
- ・北側の土手部分には、桜並木があり既存平型側溝まで枝が伸びている。
- ・西側には管理事務所と倉庫がある。

◎ どの範囲に配置するか?・・・有効敷地範囲(外周フェンス位置)の設定

- ・北側木の枝が伸びているため、既存平型側溝より2mの位置とする。
- ・東側マロニエ園との境のラインとする。
- ・南側園内通路、既存植栽帯を確保したうえで、配置のきりの良いところまで。西側管理事務所、倉庫への出入りの為、通路幅として15m程度は確保する。
- ・住棟配置検討
- ・配置の基準点を敷地の北東角とし、Aタイプを基本に有効敷地範囲内で配置する。
- ・Aタイプが納まらない場合は、Bタイプにて対応する。
- ・住戸の向きは玄関を北向き(居室を南向き)に設定。
- ・住棟数が多くなるため、敷地内のメイン通路を東西と南北にそれぞれ設ける。

◎ 住棟配置検討

- ・配置の基準点を敷地の北東角とし、Aタイプ(玄関向かい合わせ)を基本に有効敷地範囲内で配置する。Aタイプが納まらない場合は、Bタイプにて対応する。

◎ 駐車場の考え方

- ・まず、有効敷地範囲内に住棟を可能な限り配置し、その後、駐車台数を戸数の100%として駐車スペースと戸数の調整をする。
- ・駐車場は動線が出来るだけ短く(単純に)なるように園内通路に沿って計画する。
- ・事故の防止の為、駐車場の入口と出口をなるべく分けて計画する(一方通行)。

③ 計画住戸の属性と割合

検討の結果、配置可能戸数は合計116戸で、各住戸タイプの割合は、1:2:1となる。スロープは戸数の10%に設置。(152×0.1=15.2→16戸)

④ 談話室の設置

戸数が100戸以上となったため、集会場(32坪)を設置。(スロープ付き)

⑤ 合併処理浄化槽を設置する場合の例(参考)

処理対象人員の算定(JIS)

1DK・・・2人/戸 2DK、3K・・・3.5人/戸

29戸×2+(58戸+29戸)×3.5=362.5人

50人槽を基準とすると362.5÷50=7.25

よって、50人槽を8基(50×8=400)設置(地上設置)する。

⑥ 受水槽を設置する場合の例(参考)

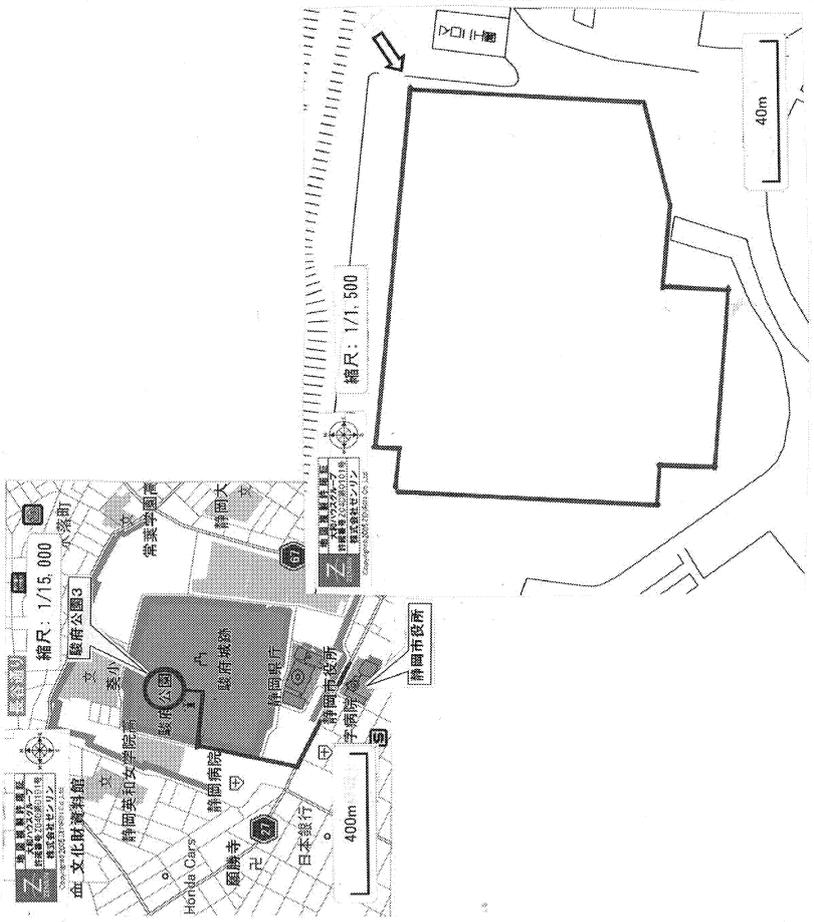
1日の使用量を270L/人・日とすると、計画地全体の居住人数が362.5人であるから

270×362.5=97875L

よって受水槽大きさ 97875×0.5×1/0.7=69910→70m³

(W×D×H=5×7×2=70m³)

◎案内図 周辺状況図



ゼンリン

静岡市地形図

応急仮設住宅建設可能敷地個別台帳

所在地	静岡市葵区駿府公園 1-1 (〒420-0855)	
団地名	静岡市葵区駿府公園仮設住宅 3	
敷地面積	13,907 m ²	有効敷地 11,607 m ²
建設可能戸数	452 戸 (駐車場無し)	駐車場台数 9 台 (既存)
	116 戸 (駐車場あり)	116 台 (新設)
所有者	静岡市 (一部：) 管理者 市長 (公園整備課)	
用途地域	都市計画公園 防火指定 なし	
樹木有無	有り 障害物の有無 無し	
地表面の状況	土 造成工事の要否 否	
災害時用途	⑩広域 ⑪避難 ⑫一時 ⑬避難 ⑭一時 ⑮避難 ⑯一時 ⑰避難 ⑱一時 ⑲避難 ⑳一時 ㉑避難 ㉒一時 ㉓避難 ㉔一時 ㉕避難 ㉖一時 ㉗避難 ㉘一時 ㉙避難 ㉚一時 ㉛避難 ㉜一時 ㉝避難 ㉞一時 ㉟避難 ㊱一時 ㊲避難 ㊳一時 ㊴避難 ㊵一時 ㊶避難 ㊷一時 ㊸避難 ㊹一時 ㊺避難 ㊻一時 ㊼避難 ㊽一時 ㊾避難 ㊿一時	①避難 ②一時 ③避難 ④一時 ⑤避難 ⑥一時 ⑦避難 ⑧一時 ⑨避難 ⑩一時 ⑪避難 ⑫一時 ⑬避難 ⑭一時 ⑮避難 ⑯一時 ⑰避難 ⑱一時 ⑲避難 ⑳一時 ㉑避難 ㉒一時 ㉓避難 ㉔一時 ㉕避難 ㉖一時 ㉗避難 ㉘一時 ㉙避難 ㉚一時 ㉛避難 ㉜一時 ㉝避難 ㉞一時 ㉟避難 ㊱一時 ㊲避難 ㊳一時 ㊴避難 ㊵一時 ㊶避難 ㊷一時 ㊸避難 ㊹一時 ㊺避難 ㊻一時 ㊼避難 ㊽一時 ㊾避難 ㊿一時
主な接道	線 (幅員○m)	
最寄交通機関	鉄道：JR静岡駅 徒歩 15 分 バス：しずてつジャストライン市役所県庁前停留所 徒歩 5 分	
電気	中部電力静岡営業所 (054-659-2100)	
プロパンガス	静岡県エールガス協会中部支部 (054-253-1266) 都市ガス (有無)	
上水道	静岡市水道総務課 (054-354-2703) 水道管径 20mm	
下水道	静岡市下水道総務課 (054-354-2803)	
電話	NTT西日本静岡支店 (054-203-7067)	
特記事項		
調査年月日	8/25/2008	調査者 フレハブ建築協会 0000 (03-××-△△)

◎現況写真



(7) 伝馬公園

① 計画地名・タイプ

伝馬公園（駐車場無し）

② 計画地の配置計画上の要素

◎ 敷地の現状

- ・都市型公園で、敷地形状が不整形。
- ・地盤は土でほぼ平である。
- ・東側は小学校のグラウンドに隣接している。
- ・東側以外の3方向が道路に接している。

北側市道は一方通行で通学路、花壇・フェンス有り

南側市道も一方通行で公園敷地とは段差、フェンス有り

西側市道は歩道付きで既存出入口がある。

◎ どの範囲に配置するか？・・・有効敷地範囲（外周フェンス位置）の設定

- ・北側既存花壇のメンテナンス用に1mあける。
- ・東側北側市道のグラウンド出入口を塞がない位置。
- ・南側既存遊具（CB造ボール当て）の手前まで。
- ・西側歩道との境まで。

◎ 住棟軸、玄関向きの設定

- ・現状地盤はほぼ平坦であることと、有効敷地形状が南北に長いことより、住棟軸（住棟の長手方向）は東これにより、グラウンドからの砂埃が直接室内に入り込むことを防ぐことが出来る。
- ・玄関の向きは住戸を南向きとするため、全て北側とする。

◎ 住棟配置検討

- ・配置の基準点を敷地の北東角とし、Aタイプを基本に有効敷地範囲内で配置する。
- ・Aタイプが納まらない場合は、Bタイプにて対応する。

③ 計画住戸の属性と割合

検討の結果、配置可能戸数は合計32戸で、各住戸タイプの割合は、1:2:1となる。
スロープは戸数の10%に設置。（ $32 \times 0.1 = 3.2 \rightarrow 4$ 戸）

④ 談話室の設置

戸数が10戸以上となったため、談話室（12坪）を設置。（スロープ付き）

⑤ 受水槽を設置する場合の例（参考）

対象人員の算定（JIS）

1DK・・・2人/戸

2DK、3K・・・3.5人/戸

$8 \text{戸} \times 2 + (16 \text{戸} + 8 \text{戸}) \times 3.5 = 100 \text{人}$

1日の使用量を270L/人・日とすると、計画地全体の居住人数が100人であるから

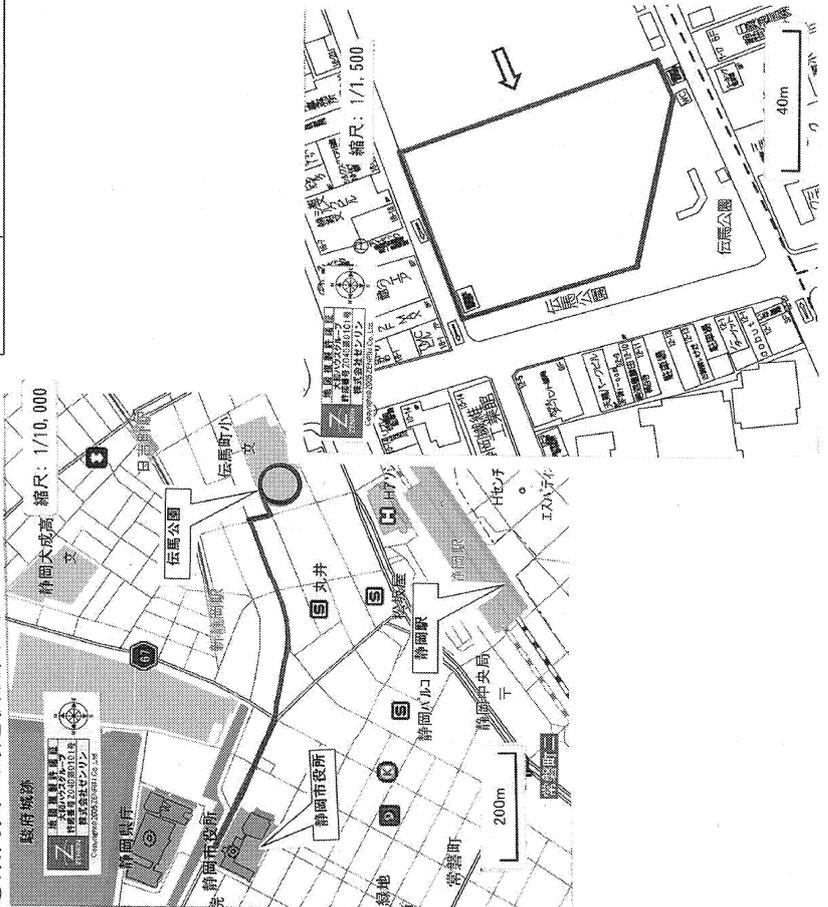
$270 \times 100 = 27000 \text{ L}$

よって受水槽大きさ $27000 \times 0.5 \times 1 / 0.7 = 19285 \rightarrow 20 \text{ m}^3$
($W \times D \times H = 2.5 \times 4 \times 2 = 20 \text{ m}^3$)

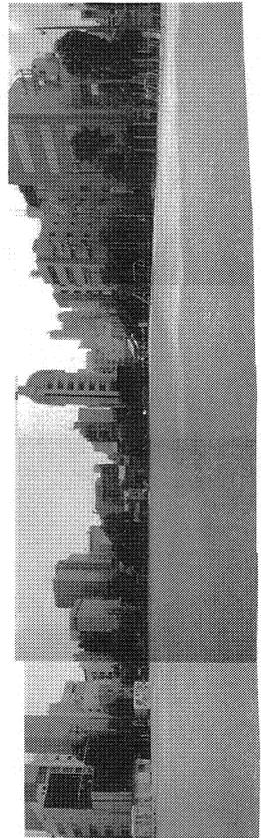
静土100 静岡市市公-003 伝馬公園

ゼンリン 静岡市東南部

◎案内図 周辺状況図



◎現況写真

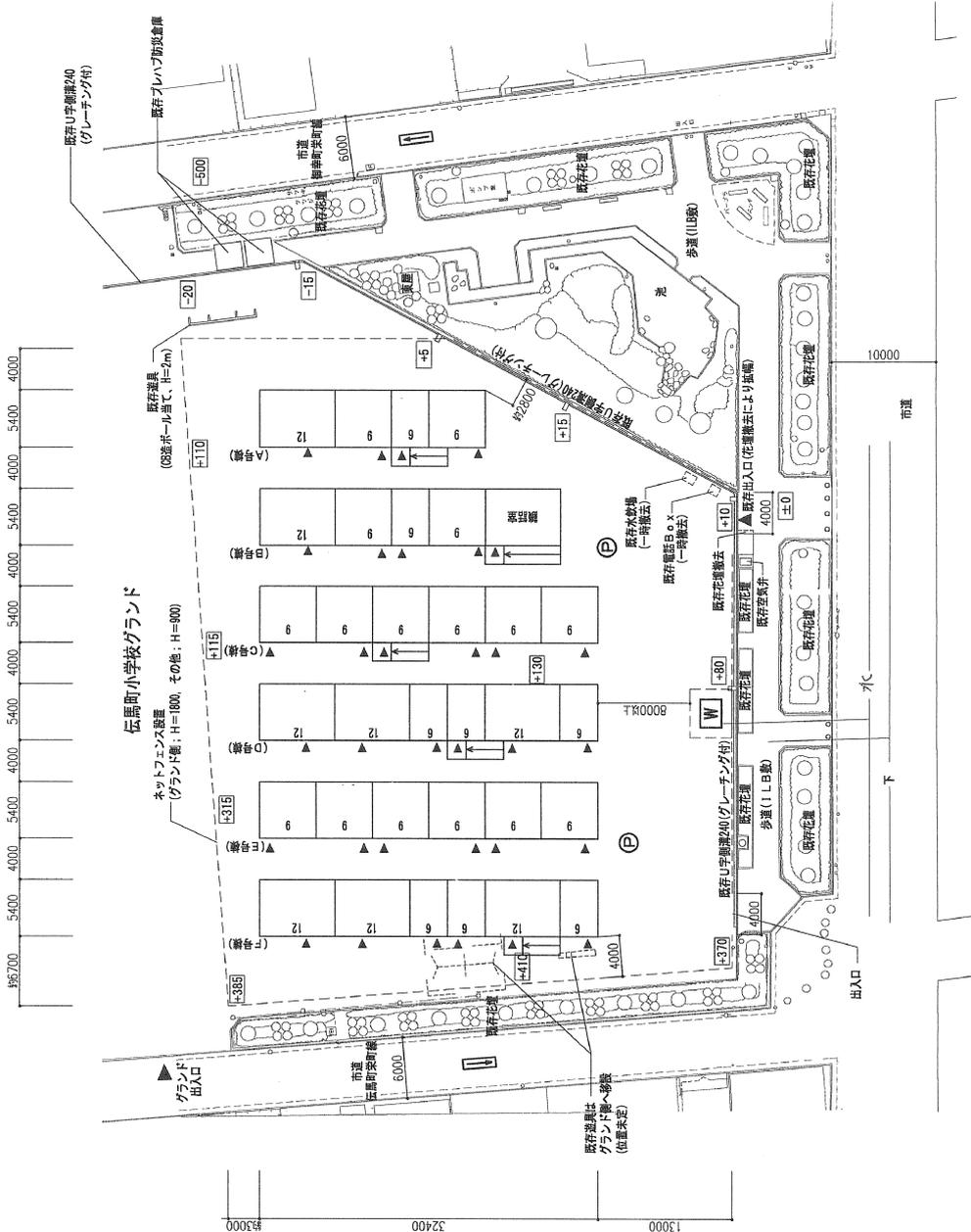
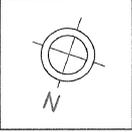


静土100 静岡市市公-003 伝馬公園

応急仮設住宅建設可能敷地個別台帳

所在地	静岡市葵区伝馬町14-1 (〒420-0858)	
団地名	静岡市葵区伝馬町仮設住宅	
敷地面積	3,208 m ²	有効敷地 2,938 m ²
建設可能戸数	32戸 (駐車場無し) 28戸 (駐車場あり)	駐車場台数 0台 (既存) 28台 (新設)
所有者	静岡市 (一部:)	管理者 市長 (公園整備課)
用途地域	近隣商業・都市計画公園	防火指定 なし
樹木有無	無し	障害物の有無 無し
地表面の状況	土	造成工事の要否 否
災害時用途	①避難場所 ②避難所 ③避難所 ④避難所 ⑤避難所 ⑥避難所 ⑦避難所 ⑧避難所 ⑨避難所 ⑩避難所 ⑪避難所 ⑫避難所 ⑬避難所 ⑭避難所 ⑮避難所 ⑯避難所 ⑰避難所 ⑱避難所 ⑲避難所 ⑳避難所 ㉑避難所 ㉒避難所 ㉓避難所 ㉔避難所 ㉕避難所 ㉖避難所 ㉗避難所 ㉘避難所 ㉙避難所 ㉚避難所 ㉛避難所 ㉜避難所 ㉝避難所 ㉞避難所 ㉟避難所 ㊱避難所 ㊲避難所 ㊳避難所 ㊴避難所 ㊵避難所 ㊶避難所 ㊷避難所 ㊸避難所 ㊹避難所 ㊺避難所	①避難所 ②避難所 ③避難所 ④避難所 ⑤避難所 ⑥避難所 ⑦避難所 ⑧避難所 ⑨避難所 ⑩避難所 ⑪避難所 ⑫避難所 ⑬避難所 ⑭避難所 ⑮避難所 ⑯避難所 ⑰避難所 ⑱避難所 ⑲避難所 ⑳避難所 ㉑避難所 ㉒避難所 ㉓避難所 ㉔避難所 ㉕避難所 ㉖避難所 ㉗避難所 ㉘避難所 ㉙避難所 ㉚避難所 ㉛避難所 ㉜避難所 ㉝避難所 ㉞避難所 ㉟避難所 ㊱避難所 ㊲避難所 ㊳避難所 ㊴避難所 ㊵避難所 ㊶避難所 ㊷避難所 ㊸避難所 ㊹避難所 ㊺避難所
主な接道	市道伝馬町栄町線 (幅員6m)	
最寄交通機関	鉄道: JR静岡駅 徒歩5分 バス: しずてつジャストライン静岡センター停留所 徒歩5分	
電気	中部電力静岡営業所 (054-659-2100)	
プロパンガス	静岡県エス・ガス協会中部支部 (054-253-1266)	
上水道	静岡市水道総務課 (054-354-2703)	
下水道	静岡市下水道総務課 (054-354-2803)	
電話	NTT西日本静岡支店 (054-203-7067)	
特記事項		
調査年月日	8/25/2008	調査者 7レブ建築協会 0000 (03-××-△△)

◎配置計画図



敷地面積	3,208 m ²
有効敷地	2,984 m ²

※有効敷地は、外周フェンスの内側部分。

住宅合計	32戸 (4戸)
1DK	8戸 (2戸)
2DK	16戸 (1戸)
3K	8戸 (1戸)

※()内は、スロープ設置戸数
 ※有効敷地に対して、93.26 m²/戸

談話室	1室
集会場	0棟
駐車場	既存0台 新設0台



(8) 伝馬公園

① 計画地名・タイプ

伝馬公園（駐車場あり）

② 計画地の配置計画上の要素

◎ 敷地の現状

- ・都市型公園で、敷地形状が不整形。
- ・地盤は土でほぼ平である。
- ・東側は小学校のグラウンドに隣接している。
- ・東側以外の3方向が道路に接している。

北側市道は一方通行で通学路、花壇・フェンス有り

南側市道も一方通行で公園敷地とは段差、フェンス有り

西側市道は歩道付きで既存出入口がある。

◎ どの範囲に配置するか？・・・有効敷地範囲（外周フェンス位置）の設定

- ・北側既存花壇のメンテナンス用に1mあける。
- ・東側北側市道のグラウンド出入口を塞がない位置。
- ・南側既存遊具（CB造ボール当て）の手前まで。
- ・西側歩道との境まで。

◎ 住棟軸、玄関向きの設定

- ・現状地盤はほぼ平坦であることと、有効敷地形状が南北に長いことより、住棟軸（住棟の長手方向）は東これにより、グラウンドからの砂埃が直接室内に入り込むことを防ぐことが出来る。
- ・玄関の向きは住戸を南向きとするため、全て北側とする。

◎ 住棟配置検討

- ・配置の基準点を敷地の北東角とし、Aタイプを基本に有効敷地範囲内で配置する。
- ・Aタイプが納まらない場合は、Bタイプにて対応する。

◎ 駐車場の考え方

- ・まず、有効敷地範囲内に住棟を可能な限り配置し、その後、駐車台数を戸数の100%として駐車スペースと戸数の調整をする。
- ・駐車場は動線が出来るだけ短く（単純に）なるように出入口近くに計画する。
- ・事故の防止のため、駐車場の出入口と人の出入口をなるべく分けて計画する。

③ 計画住戸の属性と割合

検討の結果、配置可能戸数は合計24戸で、各住戸タイプの割合は、1:2:1となる。
スロープは戸数の10%に設置。（ $24 \times 0.1 = 2.4 \rightarrow 3$ 戸）

④ 談話室の設置

戸数が10戸以上となったため、談話室（12坪）を設置。（スロープ付き）

⑤ 受水槽を設置する場合の例（参考）

対象人員の算定（JIS）

1DK・・・2人/戸

2DK、3K・・・3.5人/戸

$6戸 \times 2 + (12戸 + 6戸) \times 3.5 = 75人$

1日の使用量を270L/人・日とすると、計画地全体の居住人数が87.5人であるから

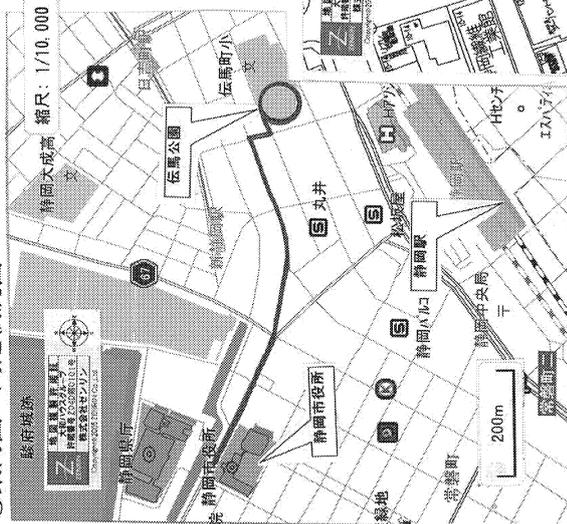
$270 \times 75 = 20250 L$

よって受水槽大きさ

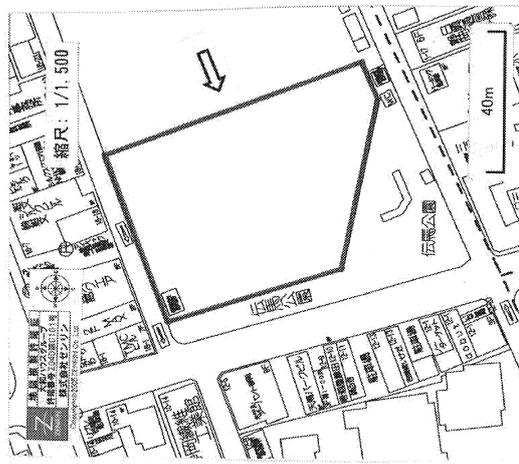
$20250 \times 0.5 \times 1 / 0.7 = 14464 \rightarrow 16m^3$

$(W \times D \times H = 4 \times 2 \times 2 = 16m^3)$

◎案内図 周辺状況図



ゼンリン 静岡市案内P222



◎現況写真



応急仮設住宅建設可能敷地個別台帳

所在地	静岡市葵区伝馬町14-1 (〒420-0858)	
団地名	静岡市葵区伝馬町仮設住宅	
敷地面積	3,208㎡	有効敷地 2,938㎡
建設可能戸数	32戸(駐車場無し) 28戸(駐車場あり)	駐車場台数 0台(既存) 28台(新設)
所有者	静岡市(一部:)	管理者 市長(公園整備課)
用途地域	近隣商業・都市計画公園	防火指定 なし
樹木有無	無し	障害物の有無 無し
地表面の状況	土	造成工事の要否 否
災害時用途	⑩広域 ④用防消 ⑧市別防消 ⑨防消 ①燃消 ②燃消 ③燃消 ④燃消 ⑤燃消 ⑥燃消 ⑦燃消 ⑧燃消 ⑨燃消 ⑩燃消 ⑪燃消 ⑫燃消 ⑬燃消 ⑭燃消 ⑮燃消 ⑯燃消 ⑰燃消 ⑱燃消 ⑲燃消 ⑳燃消 ㉑燃消 ㉒燃消 ㉓燃消 ㉔燃消 ㉕燃消 ㉖燃消 ㉗燃消 ㉘燃消 ㉙燃消 ㉚燃消 ㉛燃消 ㉜燃消 ㉝燃消 ㉞燃消 ㉟燃消 ㊱燃消 ㊲燃消 ㊳燃消 ㊴燃消 ㊵燃消 ㊶燃消 ㊷燃消 ㊸燃消 ㊹燃消 ㊺燃消 ㊻燃消 ㊼燃消 ㊽燃消 ㊾燃消 ㊿燃消	①燃消 ②燃消 ③燃消 ④燃消 ⑤燃消 ⑥燃消 ⑦燃消 ⑧燃消 ⑨燃消 ⑩燃消 ⑪燃消 ⑫燃消 ⑬燃消 ⑭燃消 ⑮燃消 ⑯燃消 ⑰燃消 ⑱燃消 ⑲燃消 ⑳燃消 ㉑燃消 ㉒燃消 ㉓燃消 ㉔燃消 ㉕燃消 ㉖燃消 ㉗燃消 ㉘燃消 ㉙燃消 ㉚燃消 ㉛燃消 ㉜燃消 ㉝燃消 ㉞燃消 ㉟燃消 ㊱燃消 ㊲燃消 ㊳燃消 ㊴燃消 ㊵燃消 ㊶燃消 ㊷燃消 ㊸燃消 ㊹燃消 ㊺燃消 ㊻燃消 ㊼燃消 ㊽燃消 ㊾燃消 ㊿燃消
主な接道	市道伝馬町栄町線(幅員6m)	
最寄交通機関	鉄道: JR静岡駅 徒歩5分 バス: しずてつジャストライン新静岡センター停留所 徒歩5分	
電気	中部電力静岡営業所(054-659-2100)	
プロパンガス	静岡県エルピ-ガス協会中部支部(054-253-1266) 都市ガス(有無)	
上水道	静岡市水道総務課(054-354-2703) 水道管径 20mm	
下水道	静岡市下水道総務課(054-354-2803)	
電話	NTT西日本静岡支店(054-203-7067)	
特記事項		
調査年月日	8/25/2008	調査者 7レハ7建築協会 0000 (03-XX-△△)

(9) 鷹匠公園

① 計画地名・タイプ

鷹匠公園（駐車場無し）

② 計画地の配置計画上の要素

◎ 住棟配置方向について

・原則は東西配置であるが、この公園の敷地が東西に長いのと、方位的に斜めなので、配置できる棟数を優先し、斜め東西配置とする。

◎ 小規模公園

・敷地はあまり広くない、不整形、既存施設有り、ほぼ平坦、現状；土。
・有効面積は、遊具などのない南西側グラウンドの縁石の内側とする。

◎ 4面道路に接する

・北側市道は歩行者のみの既存出入口がある。
・南側市道は唯一車両が出入りできる。
・西側市道は歩行者のみの既存出入口がある。
・東側市道は出入口が広いのですが、花壇により途中で2mになる。

本計画地における出入口は、周囲の道路状況より、南側市道に面する既存出入口を使用することとする。

住棟の配置については、配置計画方針による標準プラン配置（住棟の長手は南北方向、住戸出入口は北向き、隣棟間隔は有効4m以上、幹線通路幅は有効6m以上、敷地境界離れは有効で2m以上）にて検討する。

まず、配置の基準点を設定する。基準点は、住棟の配置計画上、配列複写が可能な点（その点を基準に標準プランを繰り返し配置していく）であることが必要。

本計画地では、敷地北西角を基準点とする。

配置する住棟タイプは、まず1棟6戸タイプの大きさを計画することを基本とし、その上で1棟4戸の併用等、境界状況等から総合的に判断して決定する。

本計画の場合、基準点から配置していくと、東方向へ1棟4戸タイプが3棟配置できるが、その東側には樹木があるために1棟4戸を配置するスペースが残らないため1棟2戸を配置する。

つぎに東側には遊具があるので住棟が配置できない。その南面の空きスペースについて計画すると、先ず東側の花壇より2m空けて1棟4戸タイプが2棟配置できる。談話室スペースを考えると、住棟7戸、談話室1戸の案にて決定とする

③ 計画住戸の属性と割合

検討の結果、配置可能戸数は合計26戸で、各住戸の割合は、住棟タイプをBタイプとしたため、1:2:1となる。

スロープは戸数の10%に設置。（ $26 \times 0.1 = 2.6 \rightarrow 4$ 戸）

各坪数の住棟にスロープを配置するため4戸にした。

④ 談話室の設置

戸数が10戸以上のため、談話室（12坪）を出入口に近い住棟に設置。（スロープ付き）

⑤ 受水槽を設置する場合の例（参考）

1日の使用量を270L/人・日とすると、計画地全体の居住人数が82人であるから

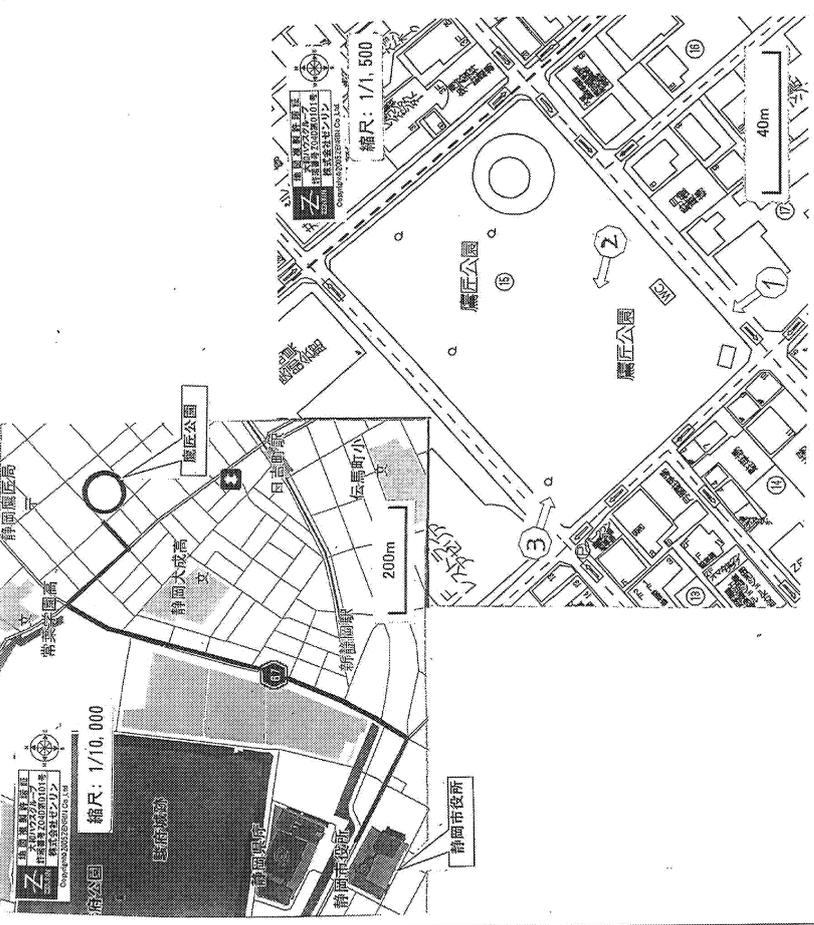
$$270 \times 82 = 22140 \text{ L}$$

$$\text{よって受水槽大きさ} \quad 22140 \times 0.5 \times 1 \times 0.7 = 7749 \rightarrow 8 \text{ m}^3$$

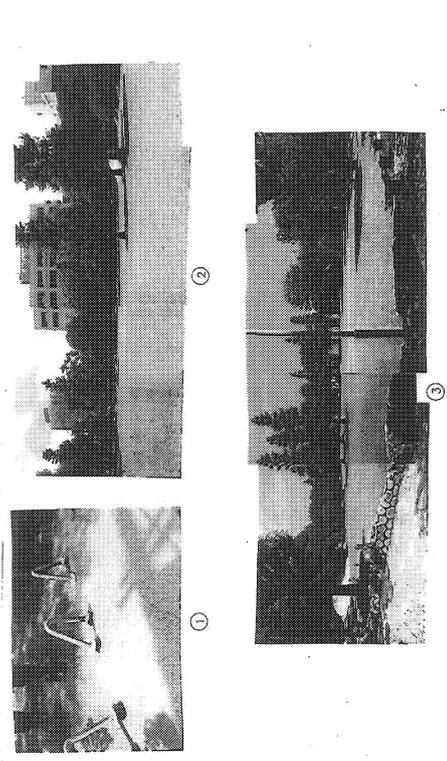
静土100 静岡市市公-009 鷹匠公園

ゼンリン 静岡市青平84-47

◎案内図 周辺状況図



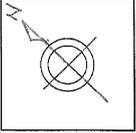
◎現況写真



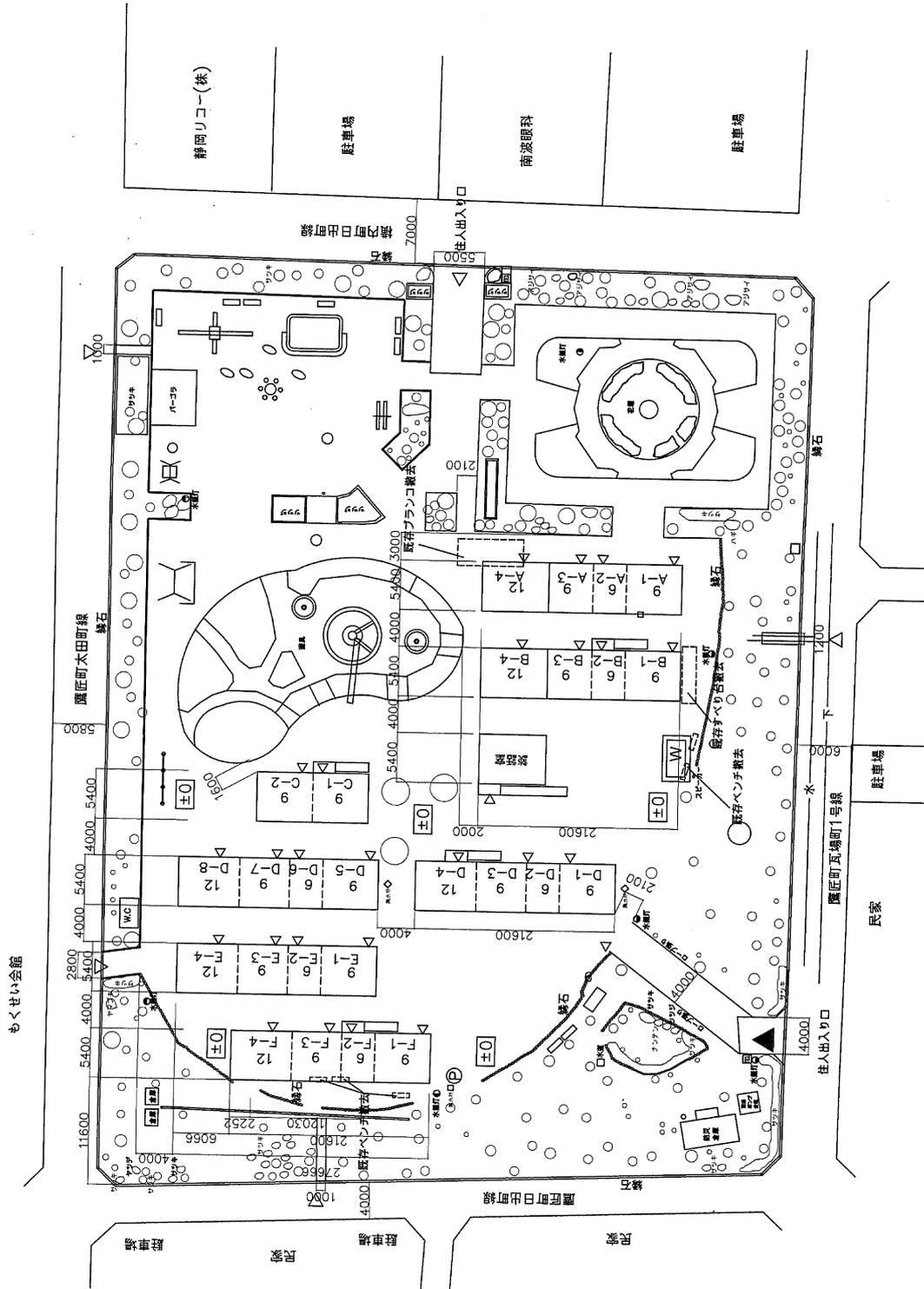
静土100 静岡市市公-009 鷹匠公園

応急仮設住宅建設可能敷地個別台帳

所在地	静岡市葵区鷹匠三丁目15 (〒420-0839)										
団地名	静岡市葵区鷹匠仮設住宅										
敷地面積	2,230 m ²	有効敷地	2,230 m ²								
建設可能戸数	26戸 (駐車場無し) 18戸 (駐車場あり)	駐車場台数	0台 (既存) 18台 (新設)								
所有者	静岡市 (一部：)		管理者	市長 (公園整備課)							
用途地域	都市計画公園		防火指定	なし							
樹木有無	有り		障害物の有無	無し							
地表面の状況	土		造成工事の要否	否							
災害時用途	⑩避難一時滞在施設	④消火用貯水タンク	⑤消火用貯水タンク	⑥消火用貯水タンク	⑦消火用貯水タンク	⑧消火用貯水タンク	⑨消火用貯水タンク	⑪消火用貯水タンク	⑫消火用貯水タンク	⑬消火用貯水タンク	⑭消火用貯水タンク
主な接道線	線 (幅員○m)										
最寄交通機関	鉄道：JR静岡駅 徒歩10分 バス：しずてつジャストライン鷹匠停留所 徒歩5分										
電気	中部電力静岡営業所 (054-659-2100)										
プロパンガス	静岡県エルピ-ガス協会中部支部 (054-253-1266) 都市ガス (有無)										
上水道	静岡市水道総務課 (054-354-2703) 水道管径 mm										
下水道	静岡市下水道総務課 (054-354-2803)										
電話	NTT西日本静岡支店 (054-203-7067)										
特記事項											
調査年月日	8/25/2008		調査者	ﾌﾟﾗﾝﾈｰﾙ建築協会 0000 (03-××-△△)							



◎配置計画図



敷地面積	2,230 m ²
有効敷地	2,230 m ²
※有効敷地は、外周フェンスの内側部分。	
住宅合計	26戸 (4戸)
1DK	6戸 (2戸)
2DK	14戸 (1戸)
3K	6戸 (1戸)
※ () 内は、スロープ設置戸数	
※有効敷地に対して、85.7 m ² /戸	
談話室	1室
集会場	0棟
駐車場	既存0台 新設0台

調査年月日 8/25/2008 調査者 ○○課 下田太郎 (0558-22-2219) 敷地所在地 静岡市葵区鷹匠三丁目15 団地名 静岡市葵区鷹匠

凡例：電気——E—— 下水道上水道——水—— 下水道上水道——P—— 電話——P——

(10) 鷹匠公園

① 計画地名・タイプ

鷹匠公園（駐車場あり）

② 計画地の配置計画上の要素

◎ 住棟配置方向について

・原則は東西配置であるが、この公園の敷地が東西に長いのと、方位的に斜めなので、配置できる棟数を優先し、斜め東西配置とする。

◎ 小規模公園

・敷地はあまり広くない、不整形、既存施設有り、ほぼ平坦、現状；土。
・有効面積は、遊具などのない南西側グラウンドの縁石の内側とする。

◎ 4面道路に接する

・北側市道は歩行者のみの既存出入口がある。
・南側市道は唯一車両が出入りできる。
・西側市道は歩行者のみの既存出入口がある。
・東側市道は出入口が広いのですが、花壇により途中で2mになる。

本計画地における出入口は、周囲の道路状況より、南側市道に面する既存出入口を車用とし、人用は東側の出入口として、車両と人が混在しないようにする。

駐車場は、出来るだけ単純で短い動線にて車の出入りが出来るように計画する。本計画では車路を出入口からストレートに取り、両側に駐車スペースを配置した。公園車両入り口より住棟配置位置までは植栽があるので、車路の両端をロープなどで明確にする必要がある。車路幅は6m取りたいのですが、植栽の関係で4mとした。

住棟の配置については、配置計画方針による標準プラン配置（住棟の長手は南北方向、住戸出入口は北向き、隣棟間隔は有効4m以上、幹線通路幅は有効6m以上敷地境界離れは有効で2m以上）にて検討する。

まず、配置の基準点を設定する。基準点は、住棟の配置計画上、配列複写が可能な点（その点を基準に標準プランを繰り返し配置していく）であることが必要。本計画地では、敷地北西角を基準点とする。

配置する住棟タイプは、まず1棟6戸タイプの大きさを計画することを基本とし、その上で1棟4戸の併用等、境界状況等から総合的に判断して決定する。

本計画の場合、基準点から配置していくと、駐車場の関係で東方向へ1棟2戸タイプが2棟と1棟4戸タイプが1棟配置できる。

つぎに、東側には遊具があるので住棟が配置できない。その南面の空きスペースについて計画すると、先ず東側の花壇より2m空けて1棟4戸タイプが2棟配置できる。談話室だけでは空きが大きいので、1棟2戸を隣に配置する。配置バランスを考慮して住棟6戸、談話室1戸の案にて決定とする。

③ 計画住戸の属性と割合

検討の結果、配置可能戸数は合計18戸で、各住戸の割合は、住棟タイプをBタイプとしたため、1：2：1となる。

スロープは戸数の10%に設置。（ $18 \times 0.1 = 1.8 \rightarrow 3$ 戸）

④ 談話室の設置

戸数が10戸以上のため、談話室（12坪）を出入口に近い住棟に設置。（スロープ付き）

⑤ 駐車場

駐車台数は計画戸数に対して100%確保。1台当りの駐車スペースは2.5m×5m。
車路の幅員は6mとした。(公園入り口の通路は4m)

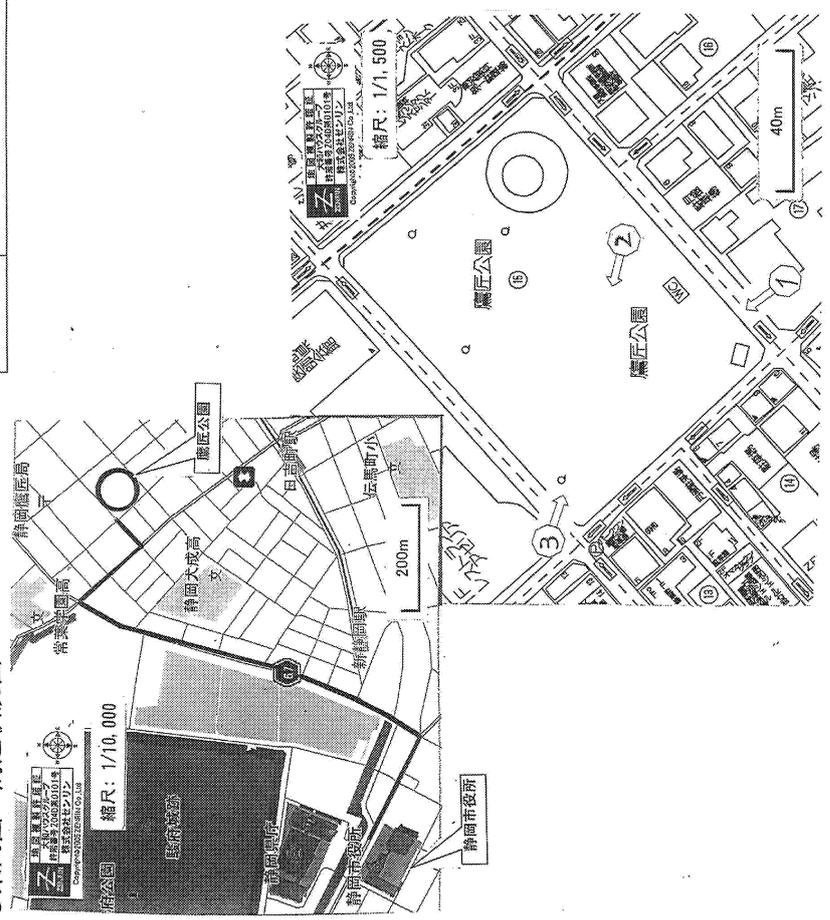
⑥ 受水槽を設置する場合の例 (参考)

1日の使用量を270L/人・日とすると、計画地全体の居住人数が58.5人であるから

$$270 \times 59 = 15930 \text{ L}$$

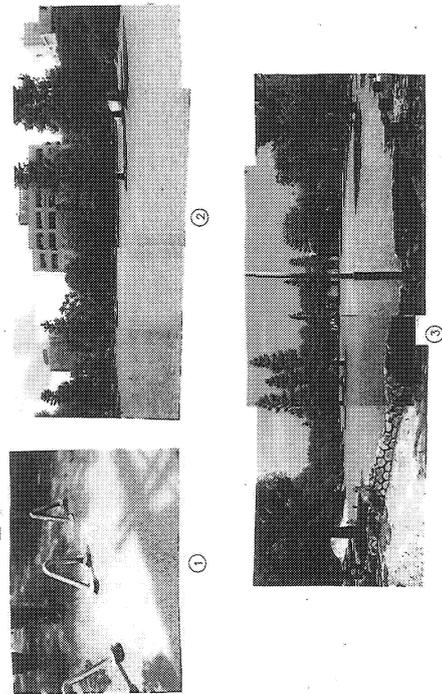
よって受水槽大きさ $15930 \times 0.5 \times 1 \times 0.7 = 5575.5 \rightarrow 6\text{m}^3$

◎案内図 周辺状況図



ゼンリン 静岡市南P34-47

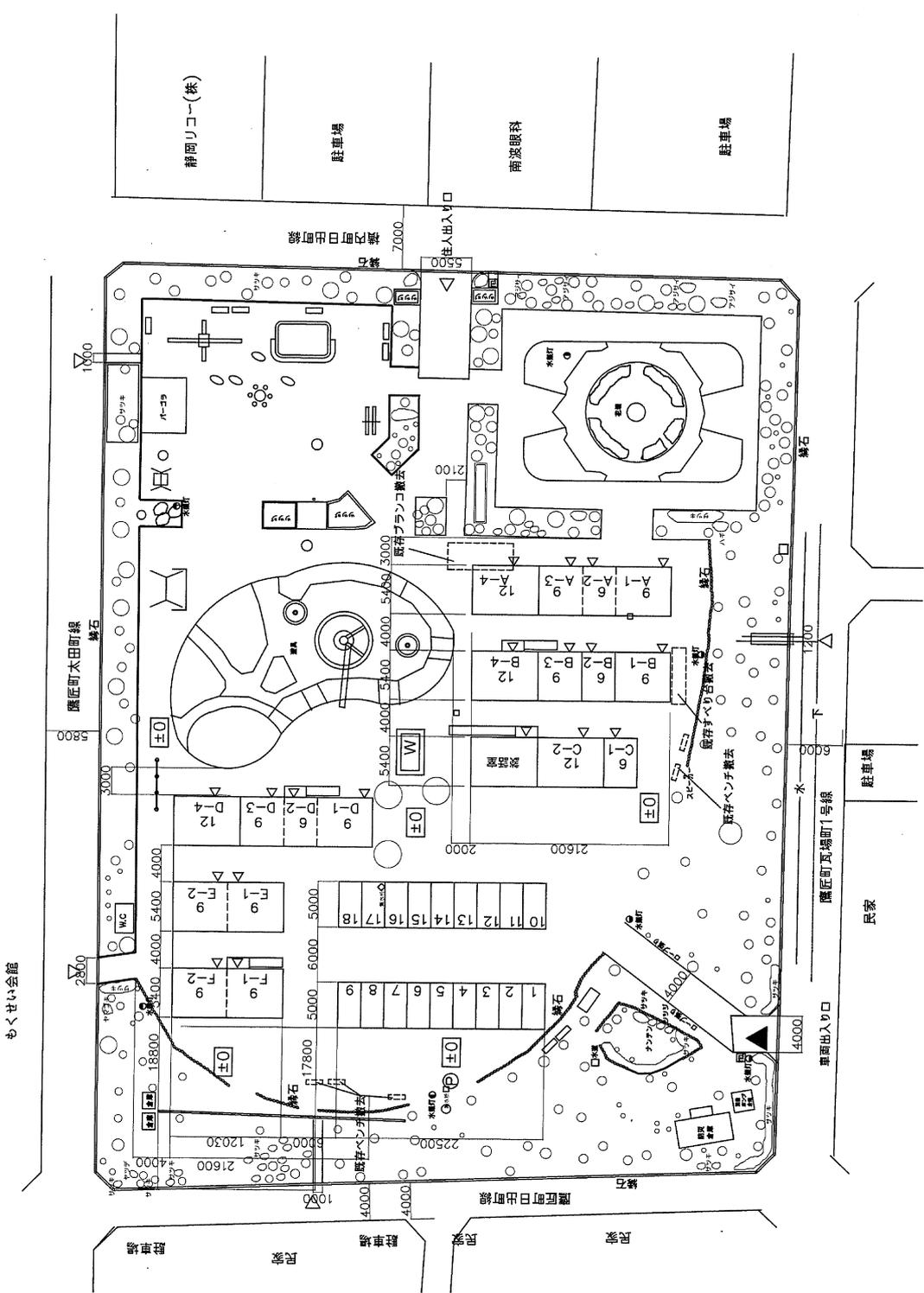
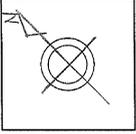
◎現況写真



応急仮設住宅建設可能敷地個別台帳

所在地	静岡市葵区鷹匠三丁目15 (〒420-0839)										
団地名	静岡市葵区鷹匠仮設住宅										
敷地面積	2,230 m ²	有効敷地	2,230 m ²								
建設可能戸数	26戸(駐車場無し) 18戸(駐車場あり)	駐車台数	0台(既存) 18台(新設)								
所有者	静岡市(一部:)		管理者	市長(公園整備課)							
用途地域	都市計画公園		防火指定	なし							
樹木有無	有り		障害物の有無	無し							
地表面の状況	土		造成工事の要否	否							
災害時用途	⑩広域 避難所 一時避難所	④消防庁 消防団 消防団 消防団	⑦消防庁 消防団 消防団	⑧市防別 消防団 消防団	⑨防犯 防犯 防犯	①警察 警察 警察	②警備 警備 警備	③消防 消防 消防	④消防 消防 消防	⑤消防 消防 消防	⑥消防 消防 消防
主な接道	線(幅員〇m)										
最寄交通機関	鉄道: JR静岡駅 徒歩10分 バス: しずてつジャストライン鷹匠停留所 徒歩5分										
電気	中部電力静岡営業所 (054-659-2100)										
プロパンガス	静岡県エビ-ガス協会中部支部 (054-253-1266)										
上水道	静岡市水道総務課 (054-354-2703)										
下水道	静岡市下水道総務課 (054-354-2803)										
電話	NTT西日本静岡支店 (054-203-7067)										
特記事項											
調査年月日	8/25/2008	調査者	7/17/建築協会 0000 (03-X-X-△△)								

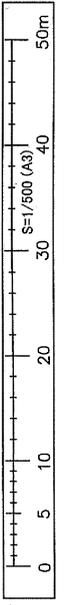
◎配置計画図



敷地面積	2,230 m ²
有効敷地	2,230 m ²
※有効敷地は、外周フェンスの内側部分。	
住宅合計	18戸 (3戸)
1DK	4戸 (1戸)
2DK	10戸 (1戸)
3K	4戸 (1戸)

※ () 内は、スロープ設置戸数
 ※有効敷地に対して、123.8 m²/戸

談話室	1室
集会場	0棟
駐車場	既存0台 新設18台



調査年月日 8/25/2008 調査者 ○○課 下田太郎 (0558-22-2219) 敷地所在地 静岡市葵区鷹匠三丁目15 団地名 静岡市葵区鷹匠

凡例：電気——E—— 水——G—— 下水——P——

6. 参考資料

- (1) 個別台帳様式
- (2) 配置計画チェックリスト
- (3) 住棟プランテンプレート
- (4) 応急仮設住宅標準図
- (5) 土木市町コード

土 市・町

◎案内図 周辺状況図	ゼンリン 市・町

◎現況写真

土 市・町

応急仮設住宅建設可能敷地個別台帳

所在地														
団地名														
敷地面積	m ²				有効敷地	m ²								
建設可能戸数	戸（駐車場無し） 戸（駐車場あり）				駐車場台数	台（既存） 台（新設）								
所有者	（一部：）				管理者									
用途地域					防火指定									
樹木有無					障害物の有無									
地表面の状況					造成工事の要否									
災害時用途	重複無し	⑩広域一次避難地	④消防庁指揮支援ヘリポート	⑦消防庁ヘリ臨時離着陸場	⑧市町別防災ヘリポート	⑨防災拠点ヘリポート	①警察庁進出拠点	②警察庁活動拠点	⑤消防庁一次集結場所	⑥消防庁二次集結場所	⑪避難所	⑬その他	③自衛隊活動拠点	⑫がれき等仮置き場
主な接道	（幅員 m）													
最寄交通機関	鉄道：			徒歩			分							
	バス：			徒歩			分							
電気	（ - - ）													
プロパンガス	（ - - ） 都市ガス（有無）													
上水道	（ - - ）													
下水道	（ - - ） 要浄化槽													
電話	（ - - ）													
特記事項														
調査年月日	平成 年 月 日				調査者	（ - - ）								

◎配置計画図



敷地面積	㎡
有効敷地	㎡

※有効敷地は、外周フェンスの内側部分。

住宅合計	戸 (戸)
1DK	戸 (戸)
2DK	戸 (戸)
3K	戸 (戸)

※ () 内は、スロープ設置戸数

※有効敷地に対して、 ㎡/戸

談話室	室
集会場	棟
駐車場	既存 台 新設 台

スケール (A3 1/)

調査年月日	平成 年 月 日	調査者	(- -)	敷地所在地	団地名
-------	----------	-----	---------	-------	-----

凡例：電気 — E — ガス — G — 上水道 — 水 — 下水道 — 下 — 電話 — P —

配置計画チェックリスト

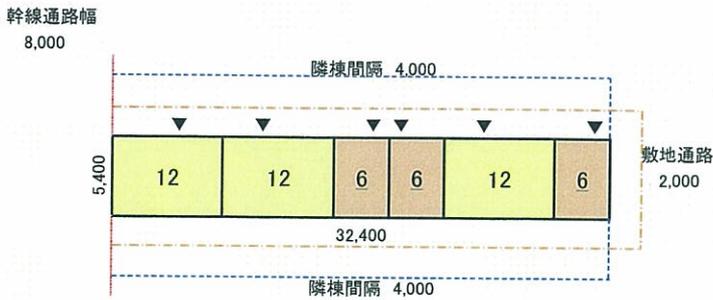
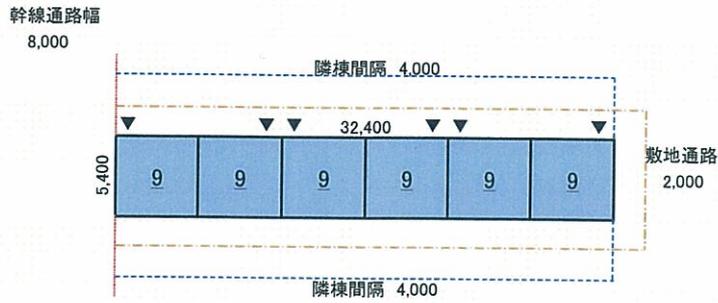
図面番号	団地名	図面番号
(1) 基準	基本事項、作図についての留意点	コメント
基準外	①有効敷地面積と建設面積の割合が適切か。	① 目安：駐車場無：75㎡/戸、駐車場有：100㎡/戸
基準	②図面スケールが正しいか。	② 縮尺は原則1/500、100戸以上では1/1000
基準	③住戸の大きさが評数表示されているか。	③
基準	④住戸の出入り口が明記されているか。(入り口は北向を原則とする)	④
基準	⑤住戸表示がされているか。南側からA・B・C・・・棟	⑤
基準	⑥入居者や車両の出入口が明記されているか。	⑥
基準	⑦敷地、歩道・車道の段差、スロープなどが配置図に記入されているか。	⑦
基準	⑧配置図には方位が入っているか。	⑧
(2) 基準	基準外 計画住戸の属性と割合	
基準	①6型、9型、12型の割合が1:2:1になっているか。	①
(3) 基準	基準外 住棟プラン	
基準	①応急仮設住宅基本プランを基準に配置されているか。	① テンプレートを活用
基準	②住棟は最大6戸となっているか。	②
基準	③住棟、及び住戸の属性がバランスよく配置されているか。	③
(4) 基準	基準外 住棟配置基準	
基準	①住棟向きは適切か。(東西配置が原則)	①
基準	②住戸の入り口は北向きとなっているか。	②
基準	③敷地勾配と住棟の向きが適切か。	③
基準	④風向きなど住棟向きに影響を及ぼす要因に対しては配慮がされているか。	④
(5) 基準	基準外 出入口のスロープ対策	
基準	①全体戸数の10%に相当する数が設置されているか。	①
基準	②スロープ設置の割合が6型、9型、12型の割合が1:2:1になっているか。	②
基準	③通行の支障の無い位置に配置されているか。	③
(6) 基準	基準外 進入路	
基準	①駐車場入り口は6m、歩行者のみの場合は4m以上となっているか。	①
基準	②車道と、歩行者通路は共用しないよう計画されているか。	②
(7) 基準	基準外 通路幅	
基準	①幹線通路は8m、スロープ等の設置する場合は6mを確保しているか。	①
基準	②住戸間隔は4m、敷地境界からは2m以上となっているか。	②
(8) 基準	基準外 集会場・談話室の配置	
基準	① 集会場が設置されているか。(50戸以上に100㎡程度が1棟)	①
基準	② 談話室が設置されているか。(10戸以上に40㎡程度が1棟)	②
基準	③ 設置位置は適切か。進入路に近い。	③
(9) 基準	基準外 駐車場の台数	
基準	① 必要台数が配置されているか。	①
基準	② 配置位置は適切か。進入路側に配置されているか。	②
基準	③ 駐車場のスペースは幅2.5m、奥行き5m、通路巾6mを確保されているか。	③
(10) 基準	基準外 外部インフラ	
基準	①配置図に給水、排水位置等が記入されているか。	① 浄化槽 50戸 100戸 200戸 280㎡ 150㎡ 住戸から4m以上の距離確保
基準	②浄化槽、受水槽の大きさ、位置は適切か。	② 受水槽 40㎡ 60㎡ 100㎡ 住戸から6m以上の距離確保
(11) その他		

図面番号

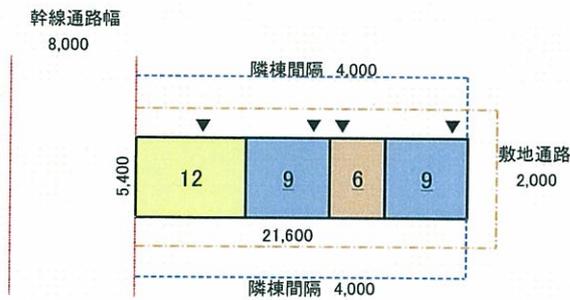
住棟プラン テンプレート

S=1:500

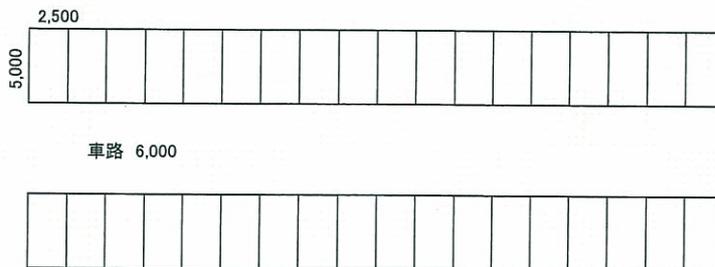
Aタイプ



Bタイプ



駐車場

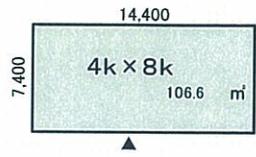


□ 使い方

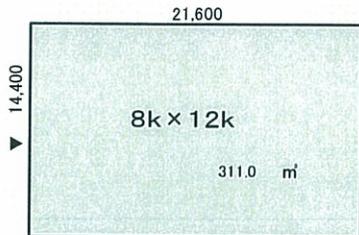
- ・Aタイプは、2棟の組合せで 6型、9型、12型が 1 : 2 : 1 の割合となります。
- ・Bタイプは1棟で上記の組合せになります。
- ・点線にそってハサミ等で切り取り、配置図に貼り付けてご利用ください。
- ・点線は隣棟間隔 4,000を示しています、一点鎖線は敷地通路 2,000を示しています、プランに応じてご利用ください。

付帯施設

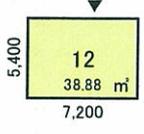
集会場-1



集会場-2



談話室

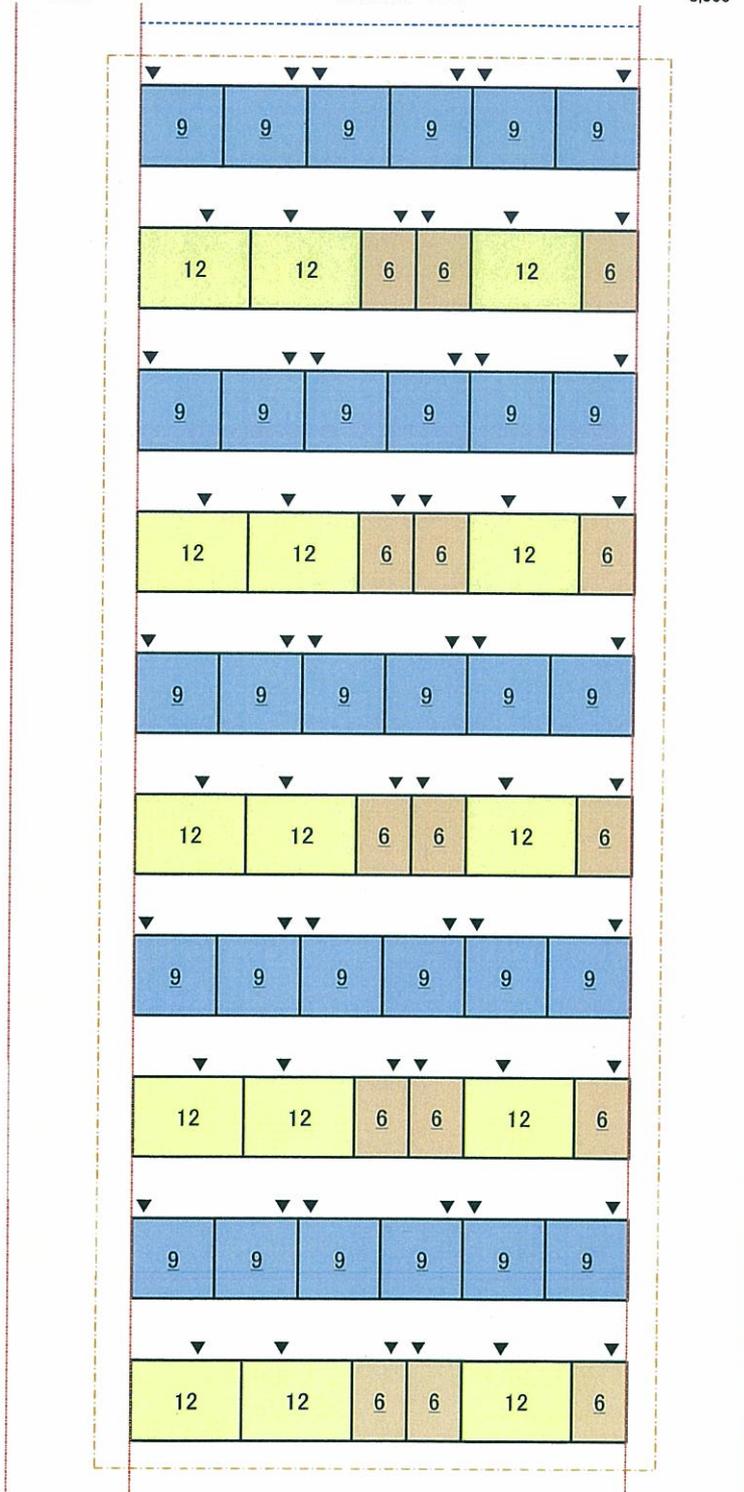


Aタイプ連棟

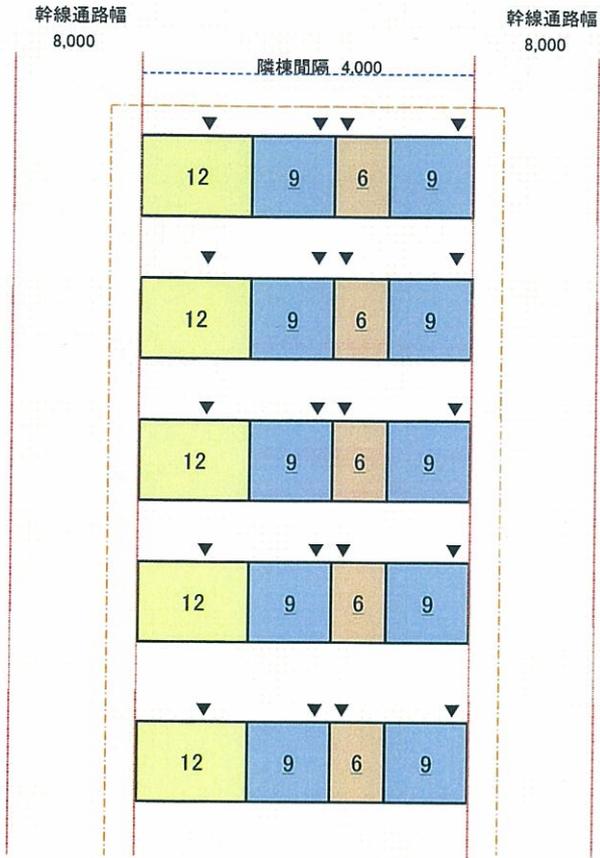
幹線通路幅
8,000

隣棟間隔 4,000

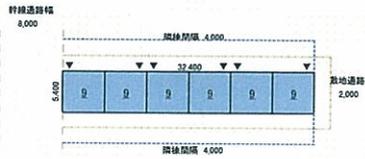
幹線通路幅
8,000



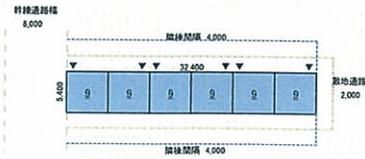
Bタイプ連棟



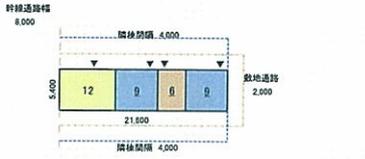
Aタイプ



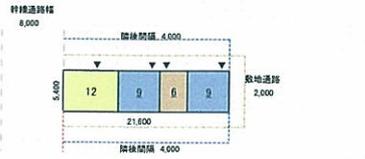
Aタイプ



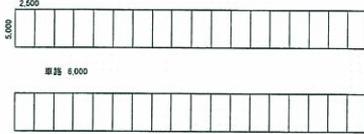
Bタイプ



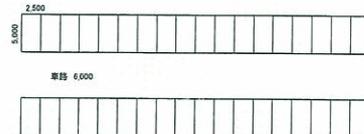
Bタイプ



駐車場



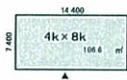
駐車場



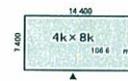
付帯施設

付帯施設

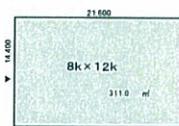
集会場-1



集会場-1



集会場-2



集会場-2



談話室



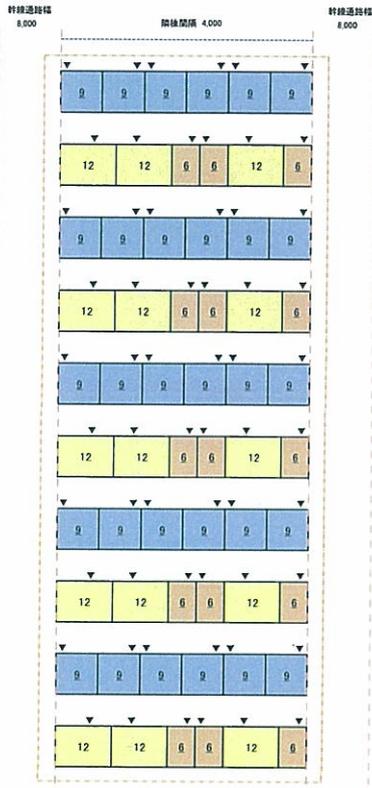
談話室



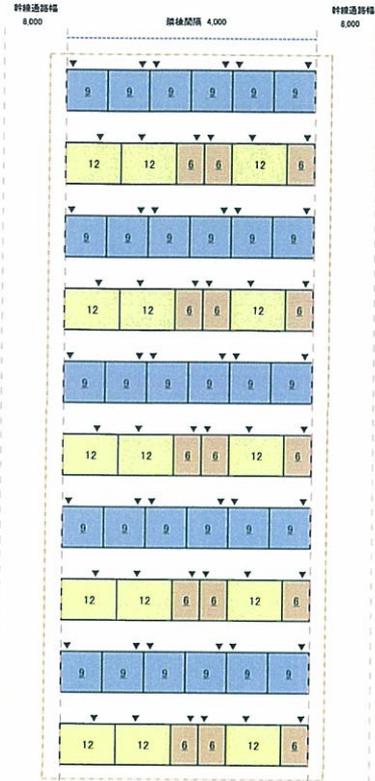
□ 使い方

- ・Aタイプは、2棟の組合せで 6型、9型、12型が 1 : 2 : 1 の割合となります。
- ・Bタイプは1棟で上記の組合せになります。
- ・点線にそってハサミ等で切り取り、配置図に貼り付けてご利用ください。
- ・点線は隣棟間隔 4, 000を示しています、一点鎖線は敷地通路 2, 000を示しています、プランに応じてご利用ください。

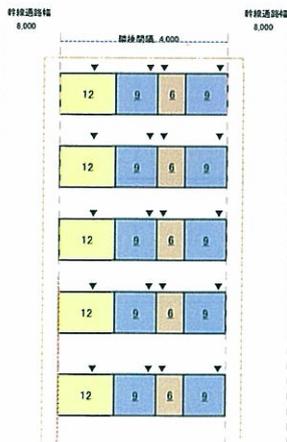
Aタイプ連棟



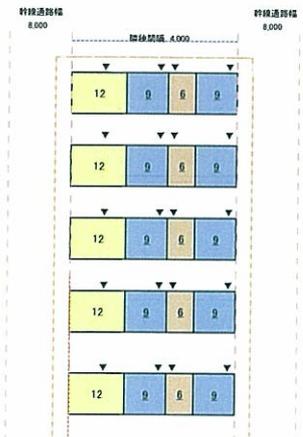
Aタイプ連棟



Bタイプ連棟



Bタイプ連棟

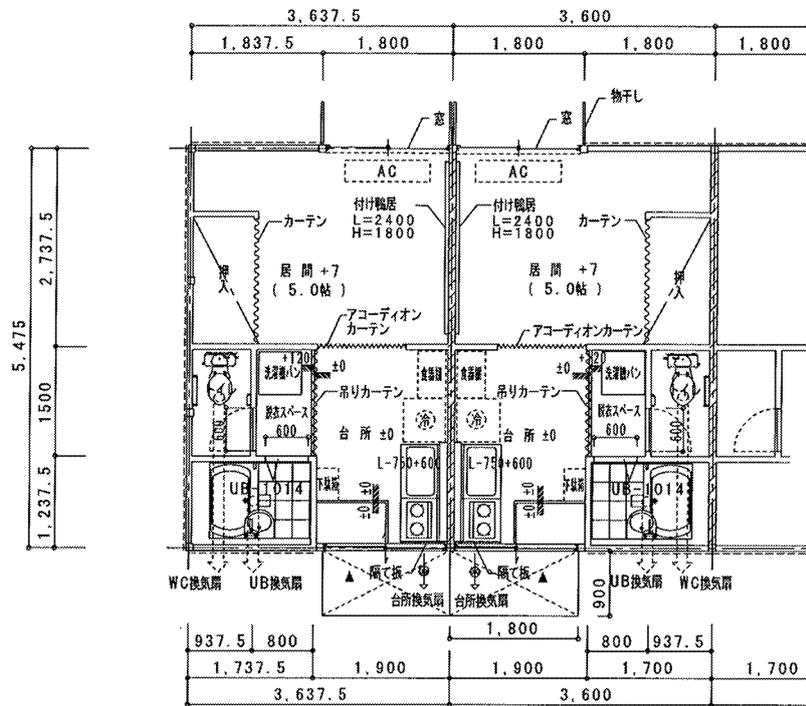


I. 応急仮設住宅標準図
1. 標準仕様書

設計概要		室内仕様書			
モジュール	1,800mm×1,840mm (各社モジュールによる) 単位: mmとする	床	巾木	天井	備考
構造	軽量型鋼プレース構造	木製 又は 塩ビ製	開仕切壁	カー合板 t=2.5	カーテン&レール(ダブル) レースカーテン 遮光カーテン
基礎	木杭 : @900 末口 90mm 土台 大引き: 木製又は鋼製	カー合板 t=2.5 又は CFシート	カー合板 t=2.5 又は塩ビ製	カー合板 t=2.5	
床組	木杭 @900 末口 75mm	塩ビシート 又は CFシート	カー合板 t=2.5 又は塩ビ製	カー合板 t=2.5	中継付(既設無し) H=800 カーテン、カーテンレール
床	折板又は長尺カラー板(スリット)	カー合板 t=2.5 又は塩ビ製	カー合板 t=2.5 又は塩ビ製	カー合板 t=2.5	
壁	外壁ハネル : 外 カラー断板 断熱材入り 内 カラー合板 又は カラー断板 開仕切下地 : 木製下地(30×40縦横@450程度)、又は鋼製下地(W45@450程度) 標準防火壁 : 木製下地石膏ボード t=12.5 + 化粧石膏ボード t=9.5 (小煙要マテ) コンロ前 : フレキシブルボード t=4	カー合板 t=2.5 又は塩ビ製	カー合板 t=2.5 又は塩ビ製	カー合板 t=2.5	洗面 750 (6型タイプ) 洗面 1050 (9,12型タイプ) 吊戸棚 600 コンロ台 600 バケツ・トイレット2口コンロ(ダブル付) ガス栓は1口 洗面シンを含む
天井	カラー合板ハネル式(グラスウール入り) t=50 10kg	1014 又は ユニットバス 1116 又は 1216	天井FL 又は 天井FL	天井FL 又は 天井FL	2点セットタイプ 手摺: 内部に1ヶ所設置
建具	引き違い又は片引きアルミサッシ戸 上段: 窓ガラス t=4 下段: 障子ハネル(出入り口) 引き違いアルミサッシ窓 透明ガラス t=3 (窓)アミ戸付 内部建具 : 原則としてアコーディオンカーテン(単様式) H: 1,740とする	カー合板 t=2.5 又は塩ビ製	カー合板 t=2.5 又は塩ビ製	カー合板 t=2.5	風呂のフタは含む
電気工事	仕様・要項は別途とする。	カー合板 t=2.5 又は塩ビ製	カー合板 t=2.5 又は塩ビ製	カー合板 t=2.5	水洗又は汲み取り式 (汲み取り式は汲み水装置) 手摺付き(標準タイプH=700) 便器は洋式 ロータリー式 ペーパーホルダー(H=600)
給水	給水 : 原則として水道用電気塩化ニル管(電気器は別途)又は同等品 流し排水 : 原則として一般用電気塩化ニル管とする(放流形式は地域指定に準ずる)	カー合板 t=2.5 又は塩ビ製	カー合板 t=2.5 又は塩ビ製	カー合板 t=2.5	
排水	排水 : 原則として排水用電気塩化ニル管とする(放流形式は地域指定に準ずる)	カー合板 t=2.5 又は塩ビ製	カー合板 t=2.5 又は塩ビ製	カー合板 t=2.5	
ガス	ガス : プロパン又は都市ガス供給で住戸毎の集中配管とし白ガス管とする ガス漏れ警報器 : マイコンモニター対応	カー合板 t=2.5 又は塩ビ製	カー合板 t=2.5 又は塩ビ製	カー合板 t=2.5	
給湯設備	給湯設備 : 浴室用16号(プロパン又は都市ガス) 換気 : 原則として流し前はプロパン系(200mm フード付)、トイレ及び浴室は天井埋込み型 火災警報器 : 住宅用火災警報器(検知知能油式)、各居室に設置する 工事範囲 : 屋外1mまで(プロパンは集合装置を含む)	カー合板 t=2.5 又は塩ビ製	カー合板 t=2.5 又は塩ビ製	カー合板 t=2.5	
幹線	幹線 : 単相3線式100V 30A 引き込みケーブル6戸毎 CV22~38mm ² -3C	カー合板 t=2.5 又は塩ビ製	カー合板 t=2.5 又は塩ビ製	カー合板 t=2.5	
照明器具	照明器具 : 居室は100V×32W×30W 台所はFL20W×22型タイプ トイレは1L40W 入口はFL10W コンセント : 洋室(6帖)は2連2ヶ所 洋室(4.5帖)は2連2ヶ所 各所は2連1ヶ所 浴室用2連E付1ヶ所 換気扇用各処1ヶ所 洗濯機用2連E付1ヶ所 屋外給湯機用外部に防水2連E付1ヶ所 汲み取り用(原則に設置)・電子レンジ用・ガス漏れ警報器用と兼用可 エアコン用(原則に設置)・電子レンジ用・ガス漏れ警報器用のコンセント(2連E付1)設置 注意) 上記の別途電気器具を増設する場合は、電気容量不足等の問題があります。	カー合板 t=2.5 又は塩ビ製	カー合板 t=2.5 又は塩ビ製	カー合板 t=2.5	
スイッチ	スイッチ : ニュートハス内照明器具SWと換気扇SWは別途設置	カー合板 t=2.5 又は塩ビ製	カー合板 t=2.5 又は塩ビ製	カー合板 t=2.5	
T E L	T E L : 別途工事	カー合板 t=2.5 又は塩ビ製	カー合板 t=2.5 又は塩ビ製	カー合板 t=2.5	
T V	T V : 居室にTV端子1ヶ所/1戸(VHF7波 UHF2波) 工事範囲 : 屋内工事のみ	カー合板 t=2.5 又は塩ビ製	カー合板 t=2.5 又は塩ビ製	カー合板 t=2.5	
備品	新運車 各住戸1ヶ所設置 床番号 各住戸1ヶ所設置(300×300) 前風養生(鋼製ワイヤー・カバー)は別途 付け物 L=2400各戸に1箇所設置(塩ビ化粧材 H=1800 幅600~900程度)	カー合板 t=2.5 又は塩ビ製	カー合板 t=2.5 又は塩ビ製	カー合板 t=2.5	物干し(住取付タイプ 折りたたみ式 厨間Fしより1600番物芯取付) 窓札 各住戸1ヶ所設置 消火器は別途
特記事項	出入口 : 塩ビ手摺設置(外壁: 縦1ヶ所、内部: 横1ヶ所 L=450程度 H=700取付) 化粧板 : 居室に親しの化粧板は鋼製外断アルミパネルで別途設置材料(F☆☆☆☆以上)を使用する(建具及び取付器具を含む) 以下の仕様は必要事項、別途別記する ・ 寒冷地仕様 : 別途仕様による ・ 多量仕様 : 別途仕様による ・ 台風仕様 : 別途仕様による ・ 結露対策 : 別途仕様による	カー合板 t=2.5 又は塩ビ製	カー合板 t=2.5 又は塩ビ製	カー合板 t=2.5	

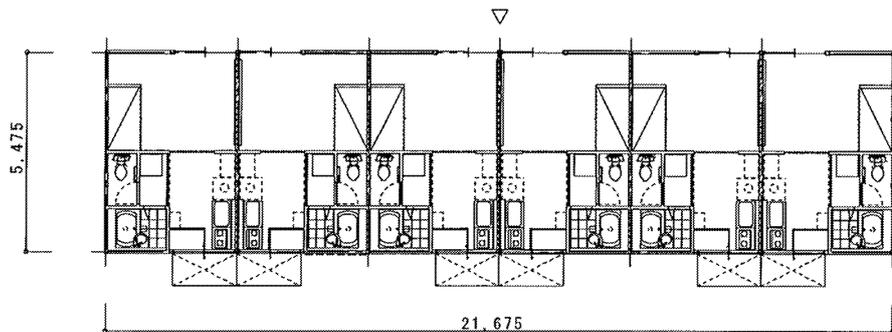
I. 応急仮設住宅標準図

2. 一般図 (組立ハウス) 1) 1DK 6型 平面図



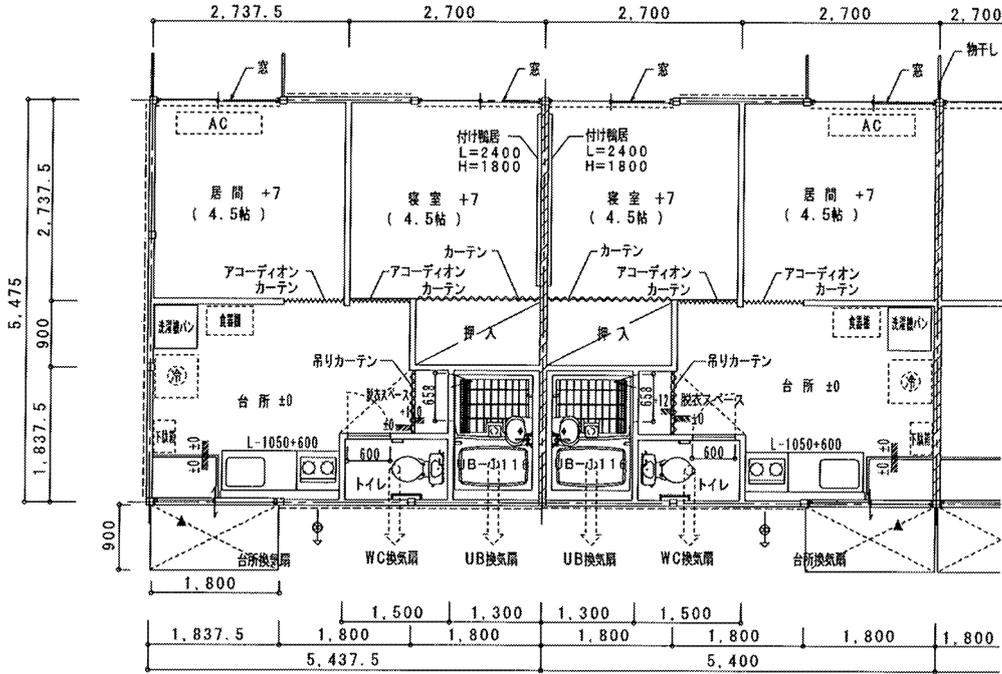
凡 例			
-----	: 壁ブレース	⊙	: 網戸付き
□	: 玄関庇 900×1800 : 玄関踏板 900×1800 (床パネル程度)	□	: 食器棚スペース
XXXXXX	: 準耐火界壁 (3世帯毎) (小屋裏まで) 化粧PB9.5+PB12.5)×2+ガラスウール t=50	⊙	: 冷蔵庫スペース
////	: 世帯間仕切り (各世帯毎) 化粧PB9.5 x 2+ガラスウール t=50	□	: 下駄箱スペース
-----	: カーテンレール	AC	: エアコン取付位置
<p>※ 各室扉はアコーディオンカーテンを原則とする ※ 各押入建具はカーテンを原則とする ※ 電気分電盤は低く設置 (設置高 FL+1800)</p>			

準耐火界壁



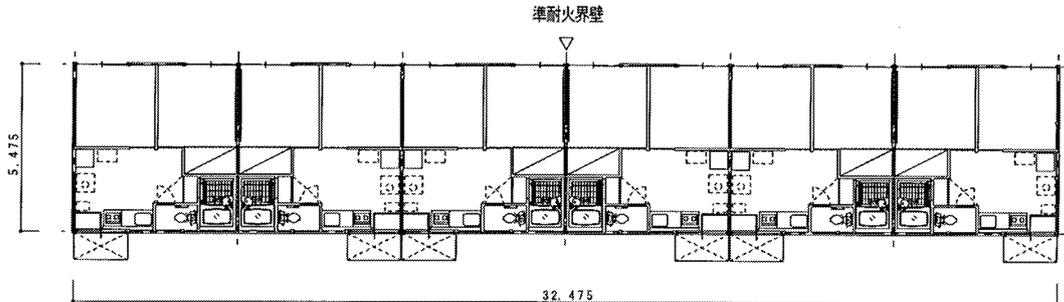
I. 応急仮設住宅標準図

2. 一般図 (組立ハウス) 2) 2DK 9型 平面図



凡 例			
-----	: 壁ブレース	⊙	: 網戸付き
-----	: 玄関庇 900×1800	-----	: 食器棚スペース
-----	: 玄関踏板 900×1800 (床パネル程度)	冷	: 冷蔵庫スペース
XXXXXX	: 準耐火界壁 (3世帯毎) (小壁裏まで)	-----	: 下駄箱スペース
(化粧PB9.5+PB12.5)×2+ガラスウール t=50		AC	: エアコン取付位置
////	: 世帯間仕切り (各世帯毎)		
化粧PB9.5 x 2+ガラスウール t=50			
-----	: カーテンレール		

※ 各室扉はアコーディオンカーテンを原則とする
 ※ 各押入建具はカーテンを原則とする
 ※ 電気分電盤は低く設置 (設置高 FL+1800)

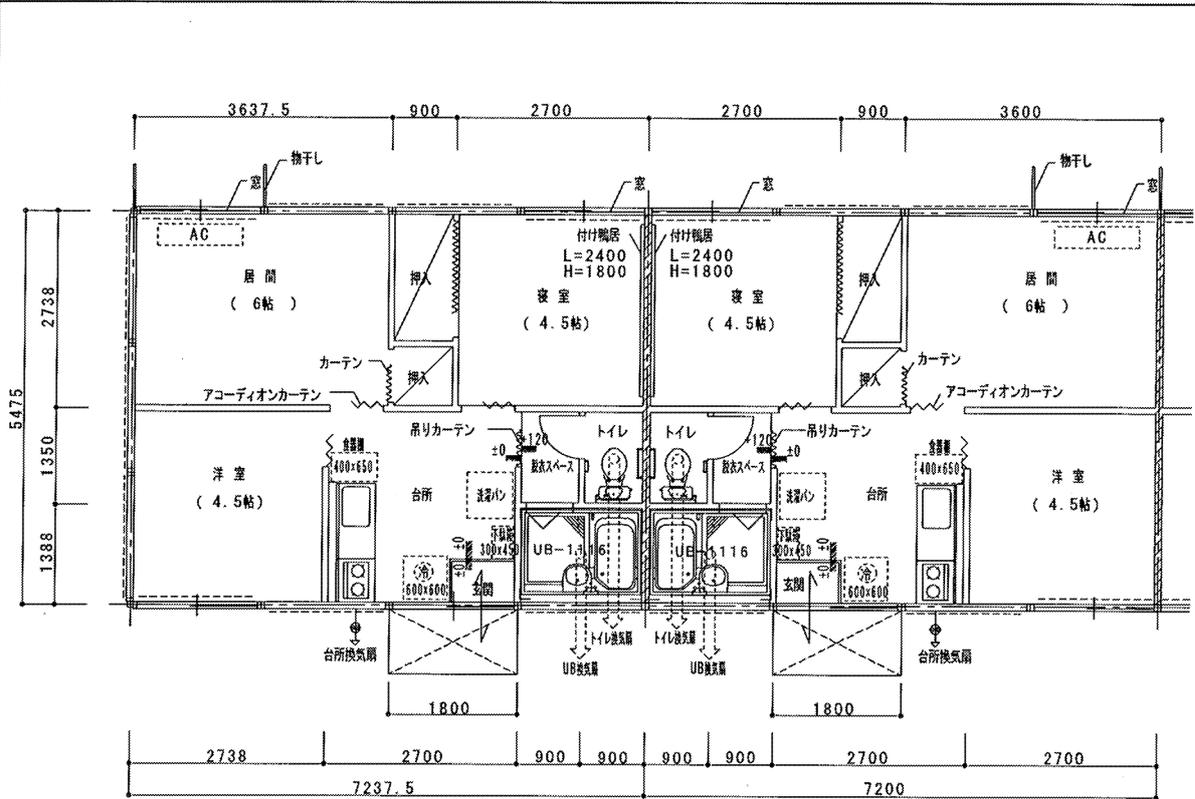


I. 応急仮設住宅標準図

2. 一般図 (組立ハウス)

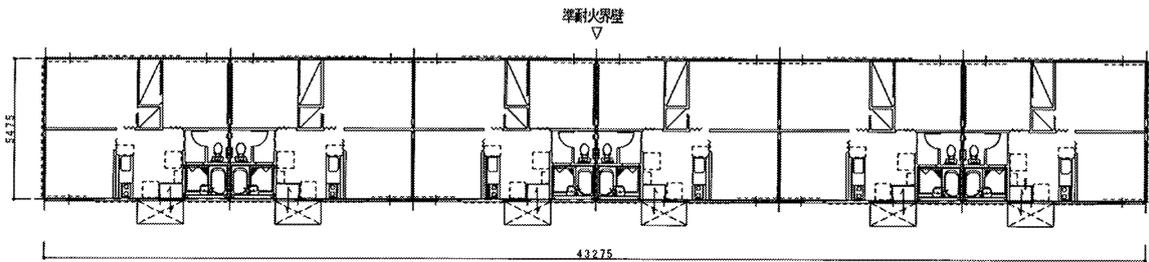
3) 3K 12型

平面図



凡	例
-----	: 壁ブレース
⊘	: 網戸付き
⊞	: 玄関庇 900×1800
⊞	: 玄関踏板 900×1800 (床パネル程度)
⊞	: 準耐火界壁 (3世帯毎) (小屋裏まで)
(化盤PB9.5+PB12.5)×2+ガラスウール t=50	: 冷蔵庫スペース
⊞	: 下駄箱スペース
⊞	: 世帯間仕切り (各世帯毎)
化盤PB9.5 x 2+ガラスウール t=50	: エアコン取付位置
-----	: カーテンレール

※ 各室原はアコーディオンカーテンを原則とする
 ※ 各押入建具はカーテンを原則とする
 ※ 電気分電盤は低く設置 (設置高 FL+1800)



I. 応急仮設住宅標準仕様書
1. 標準仕様書

応急仮設住宅標準仕様書 (ユニットハウス) (ユニットハウス)

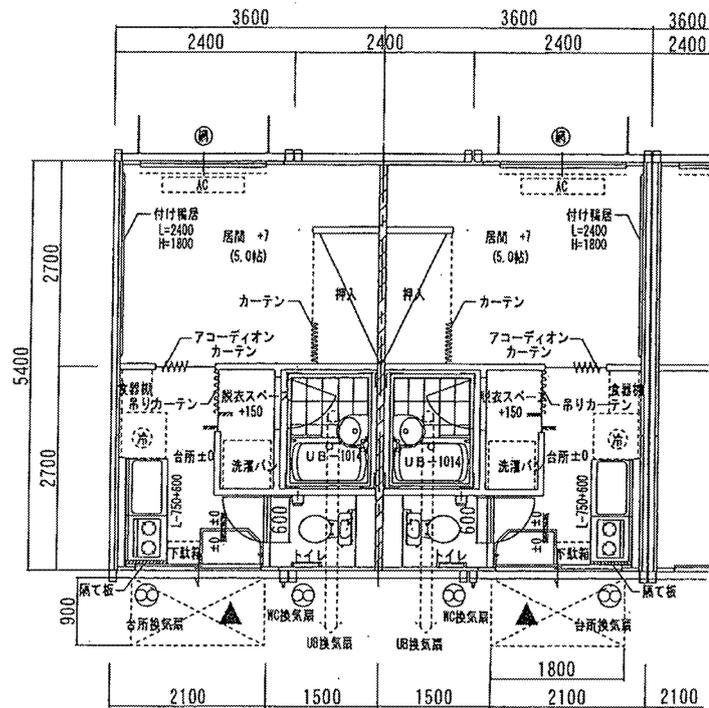
設計概要		室内仕様書				備考
仕様	内容	床	巾木	間仕切り壁	天井	
仕様	180×高さ2300mm以上2400mm程度×長さ400、630、720mm程度(各社ユニットによる)			カー合板 t=25 又は化粧プラスチックボード t=3.5	化粧合板 又はカー合板	カーテンレール(ダブル) 新カーテン レースカーテン
基礎	コンクリートブロック、平礎柱立敷 玄関上り口、木敷又は鋼筋コンクリート	タイルカーペット	木製 又は塩ビ製	化粧プラスチックボード t=3.5	化粧合板 又はカー合板	中除付(天窓兼H=800) カーテン、カーテンレール
床	合板 t=12	タイルカーペット	同上	合板 t=2.5	化粧合板 又はカー合板	流し台 750(6種タイプ) 流し台 1050(9、12種タイプ) 吊戸棚 600 2ココンロ(ガス付) 2ココンロ(ガス付) ガス栓出口 洗濯バケツ含む
壁	折板又は鋼製 外壁パネル ： 外 カラ合板 断熱材入り ： 内 カラ合板又はカー合板 間仕切り壁 ： 木製又は(30×40断熱材 645(程度)) ： 木製又は(鋼製下地(W45 645(程度))) 世帯間仕切り ： 木製又は(鋼製下地 石膏ボード t=3.5 プラスチック入 t=(50 10%) プラスチックボード t=4	塩ビシート 又はCFシート 合板 t=4 下地 吊戸棚下掛H=1450に設置	木製 又は塩ビ製	カー合板 t=25 又は化粧プラスチックボード t=3.5	化粧合板 又はカー合板	
天井	化粧合板又はカー合板 断熱材入り	1014 又は ユニットバス 1116 又は 1216				2点セットタイプ 手摺 内部に1ヶ所設置 (取付位置は4社詳細図参照) 風呂のフタを含む
建具	引き違い又は片引きアルミサッシ戸 上取、窓板ガラス t=4 下取、窓パネル(出入口)					
電気工事	引込違いアルミサッシ窓 透明ガラス t=3 (窓)7ミリ付 内部建具、原則としてアコーディオンカーテン(棒式)とする。					
給排水衛生設備	給水 ： 原則として水道用硬質塩化ビニル管(管水器具別添)又は同等品 ： 流し前水栓は原則、シングルレバータイプ混合水栓とする ： 原則として一般用硬質塩化ビニル管とする(流道形式は地域標準に準ずる) ： プロ心又は鉛管ガス供給で住戸毎の集中配管とし合付水栓とする ： ガス漏れ警報機、マイコンターマーで対応 給湯設備 ： 浴室用16号(プロ心)又は都市ガス 換気 ： 原則として流し前にはプロペラ層(200mm フード付) 火災警報機 ： 住宅用火災警報機(感煙知電流式)、各居室に設置する 工事範囲 ： 屋外1mまで(プロ心)は集合装置を含む)	塩ビシート 又はCFシート 合板 t=4 下地	木製 又は塩ビ製	カー合板 t=25 又は化粧プラスチックボード t=3.5	化粧合板 又はカー合板	水洗又は汲み取り式 (汲み取りは簡易水洗式) 手摺付(標準タイプH=700) 手摺を内部に1ヶ所設置 取器は流し ローチェック付防露タイプ ペーパーホルダー(H=600)
設備	給電 ： 単相3線式100V 30A 引き込みケーブル6号毎CV22-38mm ² -3C 照明器具 ： 居室はFL40W×2またはFL20W×3 台所はFL120W×2 H1はFL140W 入口又はFL10W コンセント ： 居室(6帖)は2連1ヶ所 居室(4.5帖)は2連2ヶ所 台所は2連1ヶ所 ： 浴室用2連1ヶ所付 換気扇用各型1ヶ所 洗濯機用2連1ヶ所付 ： 屋外給湯機用外側に排水2連1ヶ所付 ： 汲み取り用は外側に排水コンセント、口付付付所(屋外給湯機用と兼用可) ： エアコン用(居室に設置)、電子レンジ用、ガス漏れ警報器用のコンセント(必要付)設置 ： 注意)上記の別添電気器具類を増設する場合は、電圧容量不足の問題があります 電気設備 ： ユニットバス内照明器具SWと換気扇SWは別添図行 ： 別添工事 ： ベンチキヤップはカー工事(居間に設置) ： 居間にTV端子1ヶ所/1戸(WHF7波 UHF2波) ： 居間工事のみ	塩ビシート 又はCFシート 合板 t=4 下地	木製 又は塩ビ製	カー合板 t=25 又は化粧プラスチックボード t=3.5	化粧合板 又はカー合板	床見切(への字)
備品	標準受 各住戸1ヶ所設置 換気扇 各住戸1ヶ所設置(300×300) 座席 300×1800 (標準) (各社メーカー仕様とする) 耐風養生(標準ワイヤーカーカー付)は別添 付行備品 2400×90×22程度を各住戸に1ヶ所設置(集成材又はMDF H=1800 幅90×90程度)					物干 (住居付タイプ 折りたたみ式 居間より1800全幅芯取付) 物干 各住戸1ヶ所設置 消火器は別添
特記事項	出入口：塩ビ製手摺設置(外都、建て付所、内部欄干所 t=60程度 H=700取付芯) 合板類：居室に現しの合板類は断熱材除外、ホムアルミニウム7ヶ所設置(断熱材除外) 以下の仕様は必要な場合、別途対応する ・ 寒冷地仕様：別添仕様による ・ 多雪仕様：別添仕様による ・ 台風仕様：別添仕様による ・ 結露対応：別添仕様による					(器具及び取付器具を含む)

I. 応急仮設住宅標準図

2. 一般図 (ユニットハウス)

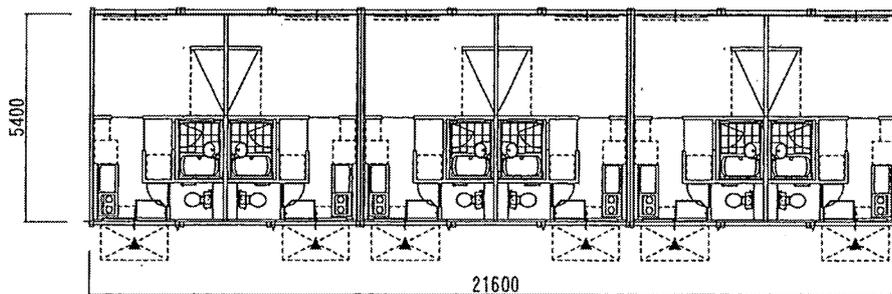
1) 1DK 6型

平面図



凡 例	
	: 玄関庇 900x1800程度 : 玄関踏板 900x1800程度
	: 世帯間仕切
PB12.5 + 化粧PB9.5 + GW t=50	: カーテンレール
	: 網戸付き
	: 食器棚スペース
	: 冷蔵庫スペース
	: 下駄箱スペース
	: 洗濯機スペース
	: エアコン取付位置

※ 各室扉はアコーディオンカーテンを原則とする
 ※ 各押入建具はカーテンを原則とする
 ※ 庇は、各社メーカー仕様とする
 ※ 電気分電盤は低く設置 (FL+1800)

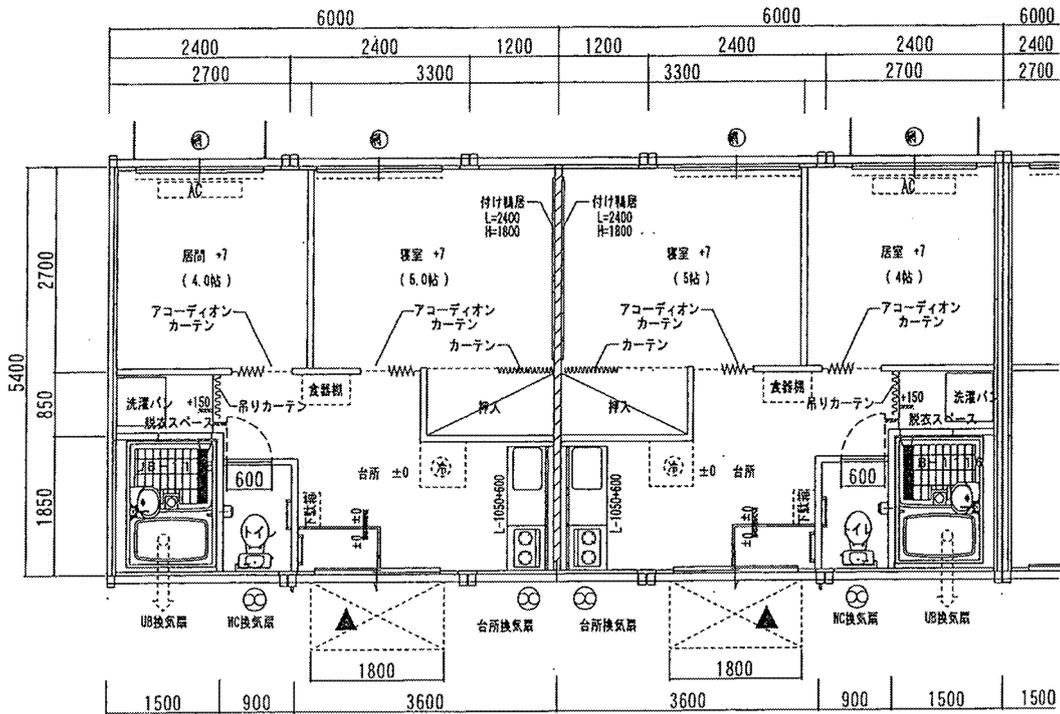


I. 応急仮設住宅標準図

2. 一般図 (ユニットハウス)

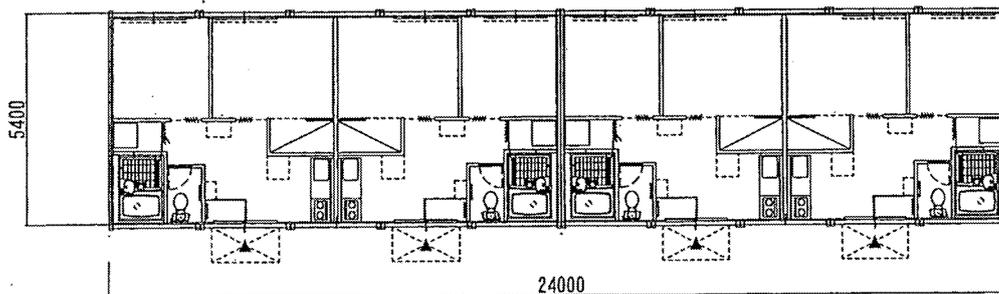
2) 2DK 9型

平面図



凡 例	
	: 玄関庇 900x1800程度 : 玄関踏板 900x1800程度
	: 世帯間仕切 PB12.5 + 化粧PB9.5 + GW t=50
	: カーテンレール
	: 網戸付き
	: 食器棚スペース
	: 冷蔵庫スペース
	: 下駄箱スペース
	: 洗濯機スペース
	: エアコン取付位置

※ 各室扉はアコーディオンカーテンを原則とする
 ※ 各押入建具はカーテンを原則とする
 ※ 庇は、各社メーカー仕様とする
 ※ 電気分電盤は低く設置 (FL+1800)

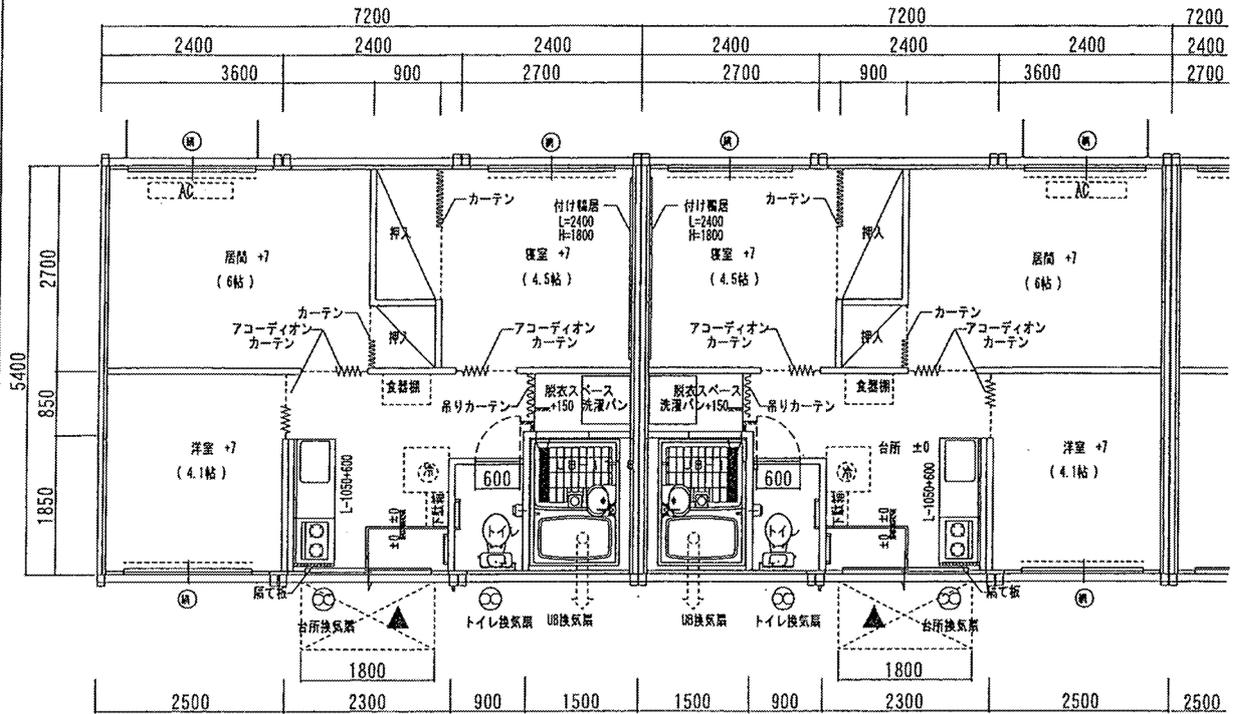


I. 応急仮設住宅標準図

2. 一般図 (ユニットハウス)

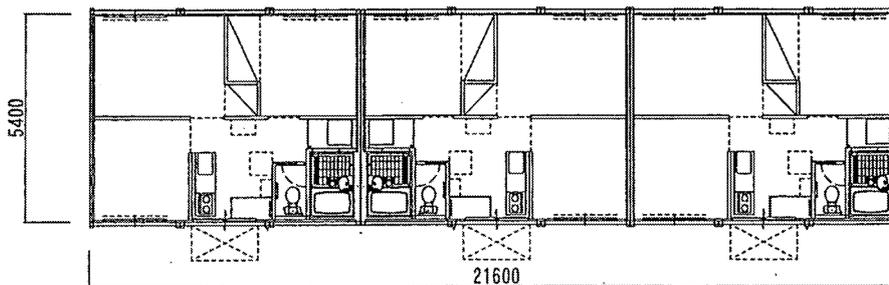
3) 3K 12型

平面図



凡 例	
	: 玄関庇 900x1800程度 : 玄関踏板 900x1800程度
	: 世帯間仕切
PB12.5 + 化粧PB9.5 + GW t=50	
	: カーテンレール
	: 網戸付き
	: 食器棚スペース
	: 冷蔵庫スペース
	: 下駄箱スペース
	: 洗濯機スペース
	: エアコン取付位置

※ 各室扉はアコーディオンカーテンを原則とする
 ※ 各押入建具はカーテンを原則とする
 ※ 庇は、各社メーカー仕様とする
 ※ 電気分電盤は低く設置 (FL+1800)

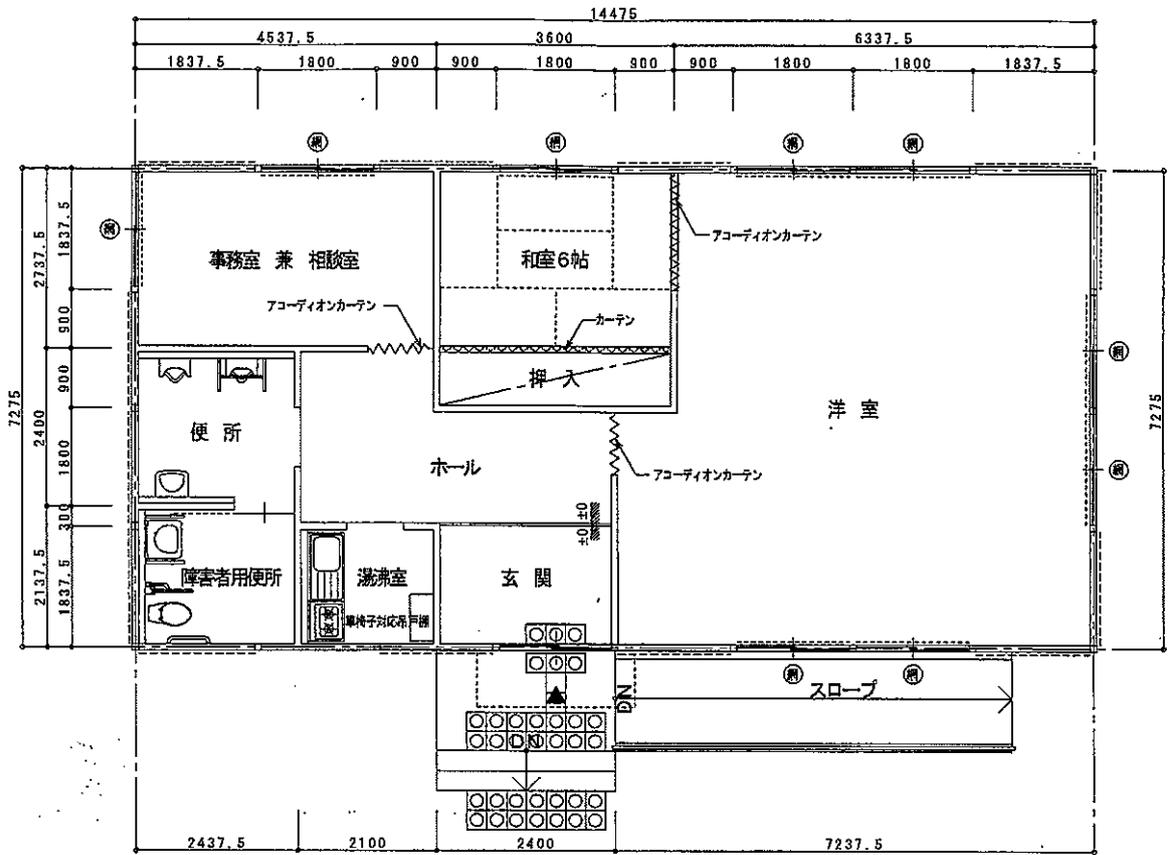


応急仮設住宅標準図

一般図

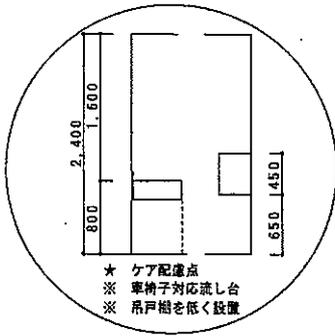
集会場 (4K×8K=32坪)

平面図



平面図

凡 例	
----	: 壁ブレース
□	: 庇 1800×900
-----	: カーテンレール
⊙	: 網戸付き
□	: 下駄箱スペース
○	: 点字ブロック
★ ケア配慮点	
※ 各室扉はアコーディオンカーテンを原則とする	
※ 押入道具はカーテンを原則とする	
※ 電気分出電盤は低く設置	



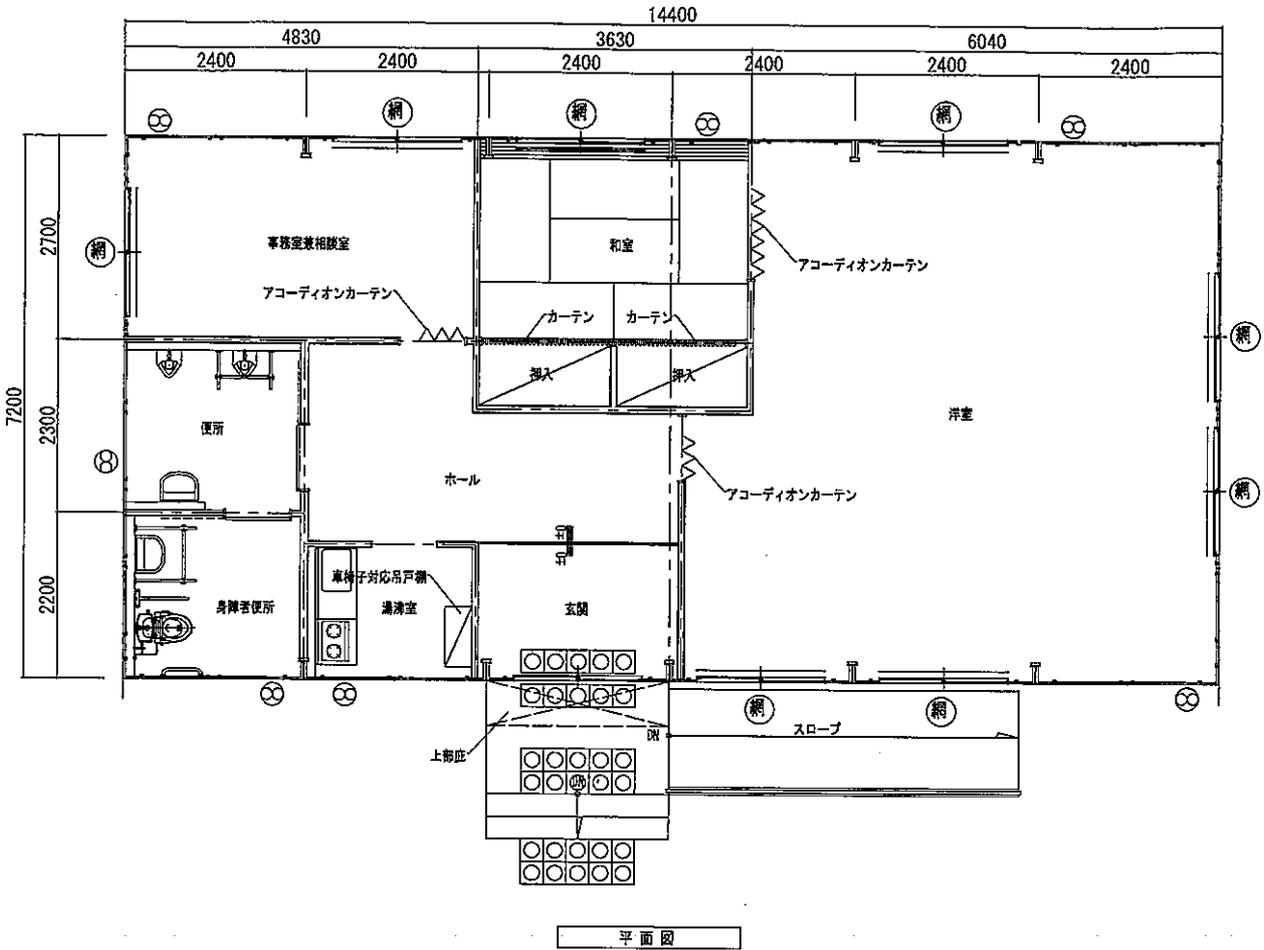
湯沸室



W C

応急仮設住宅標準図
一般図 (ユニットハウス)

集会場 平面図



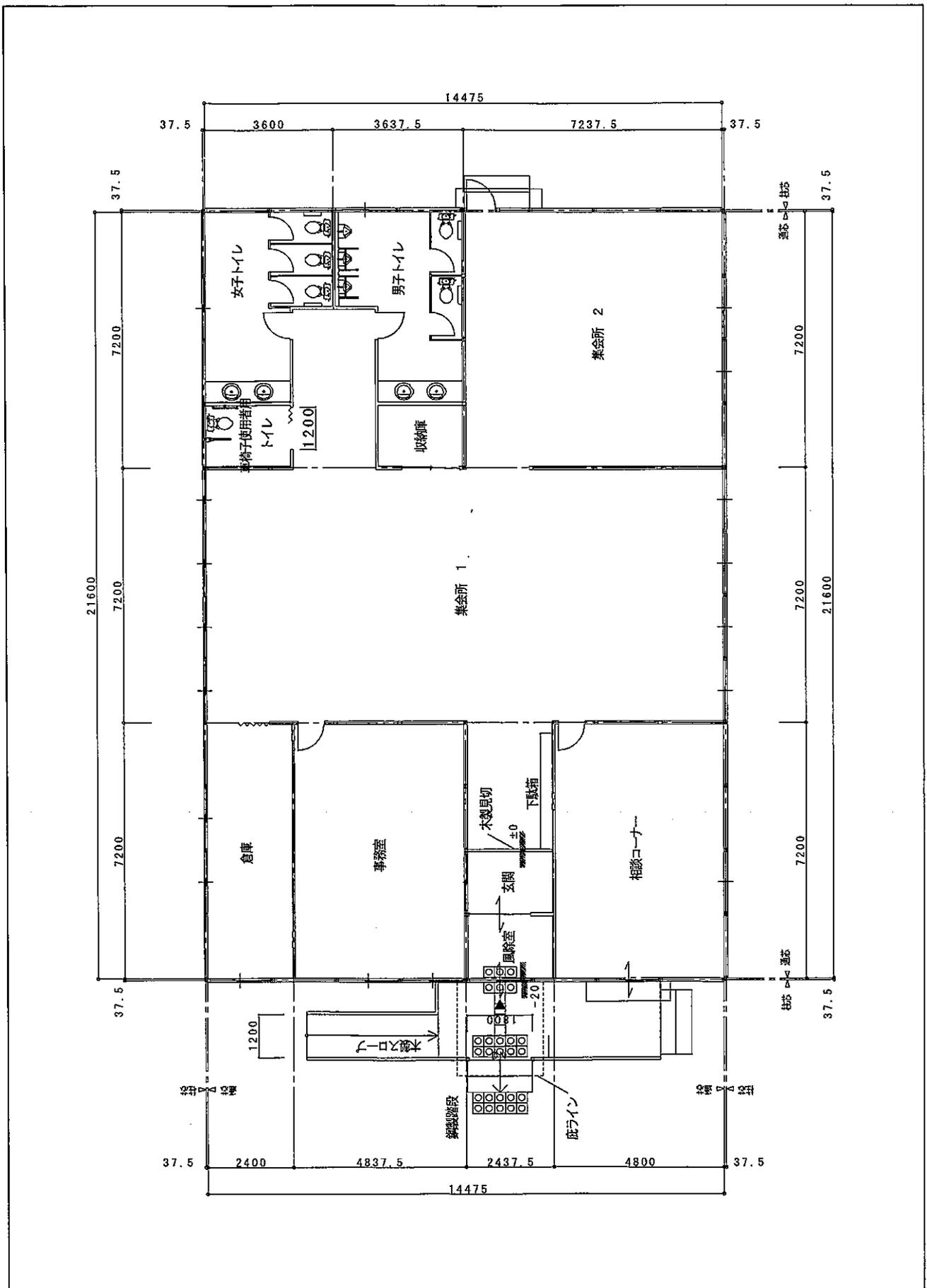
清掃室



WC

応急仮設住宅標準図
一般図 (組立ハウス)

集会場 平面図



土木市町コード

①土木事務所記号

土木事務所	下田	熱海	沼津	富士	静岡	島田	御前崎	袋井	浜松
記号	下土	熱土	沼土	富士	静土	島土	御土	袋土	浜土

②市町番号

市町番号	郡市名	区町名	備考		
100	静岡市		2005.04	新設	政令指定都市
101		葵区			
102		駿河区			
103		清水区			
130	浜松市		2007.04	新設	政令指定都市
131		中区			
132		東区			
133		西区			
134		南区			
135		北区			
136		浜北区			
137		天竜区			
203	沼津市				
205	熱海市				
206	三島市				
207	富士宮市				
208	伊東市				
209	島田市				
210	富士市				
211	磐田市				
212	焼津市				
213	掛川市				
214	藤枝市				
215	御殿場市				
216	袋井市				
219	下田市		1971.01	新設	←下田町
220	裾野市		1971.01	新設	←裾野町
221	湖西市		1972.01	新設	←湖西町
222	伊豆市		2004.04	新設	←修善寺町, 土肥町, 天城湯ヶ島町, 中伊豆町

223	御前崎市		2004. 04	新設	←御前崎町, 浜岡町
224	菊川市		2005. 012	新設	←小笠町, 菊川町
225	伊豆の国市		2005. 04	新設	←伊豆長岡町, 韮山町, 大仁町
226	牧之原市		2005. 101	新設	←相良町, 榛原町
300	賀茂郡				
301		東伊豆町			
302		河津町			
304		南伊豆町			
305		松崎町			
306		西伊豆町			
320	田方郡				
325		函南町			
340	駿東郡				
341		清水町			
342		長泉町			
344		小山町			
360	富士郡				
361		芝川町			
420	榛原郡				
424		吉田町			
429		川根本町	2005. 092	新設	←中川根町, 本川根町
460	周智郡				
461		森町			
500	浜名郡				
503		新居町			

※政令市においては、市番号、区番号のいずれでも可。

